

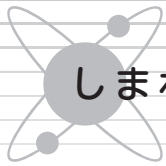
島根原子力発電所の設備概要

設備名		1号機 ^{※1}	2号機	3号機(計画)		
定格電気出力		46万kW	82万kW	137.3万kW		
原子炉	型式	沸騰水型(BWR)	同左	改良型沸騰水型(ABWR)		
	定格熱出力	約138万kW	約244万kW	約393万kW		
	圧力	6.93MPa (70.7kg/cm ² g)	同左	約7.07MPa (72.1kg/cm ² g)		
	温度	286℃	同左	約287℃		
	燃料	燃料集合体	400体	560体	872体	
		装荷量	ウラン重量約68t	ウラン重量約97t	ウラン重量約150t	
		取替燃料	種類	9×9燃料	同左	同左
			濃縮度	約3.6%	約3.7%	約3.8%
	1回の取替量	全体の約1/5	全体の約1/4	全体の約1/4		
	制御棒	数量	97本	137本	205本	
制御材		ボロンカーバイド 又はハフニウム	同左	同左		
スクラム速度		90%挿入時間 5秒以下	75%挿入時間 1.62秒以下	60%挿入時間 1.44秒以下		
圧力容器	形状	鋼製たて置円筒形	同左	同左		
	寸法 内径 全高 厚さ 重量	約4.8m, 約19m, 117mm, 390t	約5.6m, 約21m, 137mm, 600t	約7.1m, 約21m, 170mm, 910t		
原子炉再循環ポンプ		2,010kW×2台	4,540kW×2台	約830kW×10台		
原子炉格納容器	ドライウエル	形状	フラスコ型(MARK-I)	まほうびん型(MARK-I改良)	円筒型	
		寸法 内径 全高 厚さ	約18m 約32m 16~50mm	約23m 約37m 24~70mm	約29m 約36m 2~6m	
		空間容積	約3,300m ³	約7,900m ³	約7,400m ³	
	圧力抑制室	寸法	円環部中心線直径 約30m 円環内径 約8.1m	円環部中心線直径 約38m 円環内径 約9.4m	円高 約19m 内径 約29m	
		保有水量	約1,800m ³	約2,800m ³	約3,600m ³	
新燃料貯蔵庫	容量	120体	195体	320体		
燃料プール	容量	1,140体	3,518体	3,739体		
	寸法 縦×横×深さ	約7m×約12m×約12m	14m×13.5m×約12m	17.9m×14m×約12m		

設 備 名		1号機 ^{※1}	2号機	3号機(計画)	
タービン	種 類	衝動くし形・4流排気再生復水式	衝動くし形・6流排気再生復水式	くし形・6流排気再生復水式(再熱式)	
	出 力	約46.6万kW	82万kW	約137.3万kW	
	回 転 数	1,800回転/分	同左	同左	
	蒸 気 流 量	2,450t/h	4,614t/h	約7,300t/h	
	軸 の 長 さ	約43m	約54m	約64m	
	復水器 冷却管	寸法 外径長さ	2.54cm 14.5m	3.175cm 12.6m	2.858cm 17.79m
		本 数	32,840本	41,700本	63,864本
	冷却 水量 (海水)	水 量	夏季 約30 t /秒 冬季 約22 t /秒	約60t/秒	約95t/秒
		温 度 上 昇	夏季：約7℃ 冬季：約9℃	約7℃	7℃以下
	原子炉給水ポンプ		電動給水ポンプ 3,850kW×3台	タービン駆動給水ポンプ タービン出力 6,550kW×2台 電動給水ポンプ 3,950kW×2台	タービン駆動給水ポンプ タービン出力 10,100kW×2台 電動給水ポンプ 6,550kW×2台
循環水ポンプ		1,300kW×3台	2,800kW×3台	約5,400kW×3台	
発電機	種 類	3相交流同期式 (水素冷却)	同左	同左	
	出 力	52万 kVA	87万 kVA	153万kVA	
	電 圧	18,000V	15,500V	22,000V	
主変圧器	種 類	屋外送油風冷式	同左	屋外導油風冷式二巻線式	
	容 量	49万kVA	84万kVA	147万kVA	
	電 圧	1次… 17,500V 2次…220,000V	1次… 15,200V 2次…220,000V	1次… 21,500V 2次…500,000V	
送 電 線		22万V 2回線(共用1ルート) ^{※2}		50万V 2回線	
		直径 34mm 材質 低ロス形アルミ覆鋼心耐熱アルミ合金より線	直径 28.5mm 材質 アルミ覆鋼心アルミより線		
取 水 方 式		深層取水方式	同左	同左	
取 水 口		輪谷湾	同左	同左	
放 水 方 式		表層放水	水中放水	水中放水	
放 水 口		おど浜	発電所敷地前面の沖合	発電所敷地前面の沖合	
排気筒の高さ		120m	同左	57m	

※1 1号機は廃止措置中であるが、参考として運転時のデータを掲載

※2 3号機増設工事に伴い、平成18年10月変更



島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定

島根県（以下「甲」という。）、松江市（以下「乙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丙」という。）は、丙が松江市に設置する島根原子力発電所（以下「発電所」という。）の周辺地域住民の安全確保及び環境の保全を図ることを目的として次のとおり協定を締結する。

甲、乙及び丙は、周辺地域住民の安全確保がすべてに優先するものであることを確認し、この協定を誠実に履行するものとする。

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定（平成13年10月16日締結）は、廃止する。

（安全確保等の責務）

第1条 丙は、発電所から放出される放射性物質に対する周辺地域住民の安全確保及び温排水その他排水（以下「温排水等」という。）に対する周辺環境の保全を図るため、関係法令等の遵守はもとより、発電所の建設、運転・保守及び廃止（以下「運転等」という。）に万全の措置を講ずるものとする。

2 丙は、発電所の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るため、請負企業等を含めた品質保証活動を積極的に行うとともに、原子炉施設の高経年化対策の充実を図るものとする。

3 丙は、放射線防護上の管理を徹底するとともに、施設の改善等を積極的に行い、放射線業務従事者の被ばく低減に努めるものとする。

（情報の公開）

第2条 甲、乙及び丙は、原子力の安全性に関する情報の公開に積極的に努めるものとする。

（放射性廃棄物の放出管理）

第3条 丙は、発電所から放出される気体状及び液体状の放射性廃棄物に起因する発電所周辺地域の住民の線量が原子力安全委員会の定める線量目標値を確実に下回るよう、放射性廃棄物の放出を管理するものとする。

（核燃料物質等の保管管理）

第4条 丙は、核燃料物質、放射性固体廃棄物等の放射性物質の保管及び管理に当たっては、関係法令等に定める必要な措置を講ずるほか、更に安全確保に努めるものとする。

2 丙は、放射性固体廃棄物の発生量の低減に努めるものとする。

（環境放射線等の測定）

第5条 甲、乙及び丙は、発電所周辺の環境放射線及び温排水等に関する測定を行うものとし、この測定は、甲が定める計画に基づくものとする。

2 乙及び丙は、前項による計画の策定又は変更について意見を述べるができるものとする。

3 甲及び乙は、必要と認めた場合は、丙が行う測定に立ち会うことができるものとする。

4 前項に基づく立会者は、第11条に定める者とする。

5 甲は、測定結果を公表するものとする。

（計画等に対する事前了解）

第6条 丙は、発電所の増設（既存の設備の出力増加を含む。）に伴う土地の利用計画、冷却水の取排水計画及び建設計画について事前に甲及び乙の了解を得るものとする。

- 2 丙は、原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下この条において「法」という。）に基づく実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第3条第1項第2号に規定する施設をいう。）に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲及び乙の了解を得るものとする。
- 3 丙は、原子炉の廃止に伴う廃止措置計画について法第43条の3の33第2項の認可を受けようとするとき及び重要な変更を行おうとするときは、事前に甲及び乙の了解を得るものとする。

（核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡）

第7条 丙は、甲及び乙に対し、新燃料、使用済燃料及び放射性廃棄物の輸送計画並びにその輸送に係る安全対策について、事前に連絡するものとする。

（平常時における連絡）

第8条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項について、定期的に又はその都度遅滞なく連絡するものとする。

- (1) 発電所建設工事（原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。）の計画及び進捗状況並びに廃止措置計画
 - (2) 発電所の運転（試運転を含む。）計画及び運転状況並びに廃止措置の実実施計画及び廃止措置状況
 - (3) 放射性廃棄物の放出及び管理状況
 - (4) 発電所の定期検査の実実施計画及びその結果
 - (5) 環境放射線の測定結果
 - (6) 温排水等の調査結果
 - (7) 品質保証活動の実実施状況
 - (8) 高経年化対策の計画及び実施状況
 - (9) その他必要と認められる事項
- 2 丙は、発電出力などの発電所情報を甲が設置する環境放射線情報システムへ常時提供するものとする。

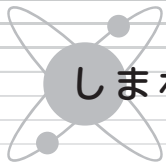
（保安規定における運転上の制限及び施設運用上の基準を満足しない場合の連絡）

第9条 丙は、島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める運転上の制限及び施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、速やかな復旧に努めるとともに、速やかに甲及び乙に連絡するものとする。

（異常時における連絡）

第10条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に掲げる事項について発生時に連絡するものとする。

- (1) 原子炉施設の故障関係
 - ① 原子炉施設の故障があったとき。
 - ② 安全関係設備について、その機能に支障を生じる不調を発見したとき。
 - ③ 原子炉の運転中に計画外の停止もしくは出力変化が生じたとき、又は計画外の停止もしくは出力変化が必要となったとき。
 - ④ 原子炉の構造上又は管理上に欠陥を生じ運転を停止しなければならないおそれがあるとき。



るとき。

(2) 放射性物質の漏えい関係

- ① 放射性物質が管理区域外で漏えいしたとき。
- ② 放射性物質が管理区域内で漏えいし、人の立入制限、かぎの管理等の措置を講じたとき、又は漏えいした物が管理区域外に広がったとき。

(3) 放射線被ばく関係

- ① 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量限度を超えたとき。
- ② 前号の限度以下の被ばくであっても被ばくを受けた者に対して特別の措置を行ったとき。

(4) その他

- ① 核燃料物質の盗取又は所在不明が生じたとき。
- ② 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。
- ③ 発電所敷地内において火災が発生したとき。
- ④ 島根原子力発電所原子炉施設保安規定に定める緊急時体制を発令したとき。
- ⑤ 発電所敷地内で測定した放射線が別に定める通報基準値に該当したとき。
- ⑥ その他、国への報告義務がある事態が発生したとき。

- 2 甲及び乙は、丙に対し、前項各号に定める事態が発生し、必要と認めた場合は、放射線及び温排水等の測定結果等の提出を求めることができる。

(立入調査)

第11条 甲及び乙は、発電所周辺の安全を確保するため必要があると認める場合は、丙に対し報告を求め、又は次の各号に掲げる者でその指名する者を発電所に立入調査させることができるものとする。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に掲げる一般職の職員
- (2) 地方公務員法第3条第3項第1号及び第3号に掲げる特別職の職員

- 2 前項の規定により立入調査を行う場合において、周辺地域住民の健康及び生活環境に著しい影響を及ぼしたとき、又は及ぼすおそれのあるときは、甲又は乙は、周辺地域住民の代表者を同行することができるものとする。

- 3 丙は、第1項の立入調査に協力するものとする。

- 4 第1項の規定により立入調査を行う者及び第2項の規定により立入調査に同行する者は、安全確保のため丙の保安規定その他関係法令に従うものとする。

- 5 第1項の規定により立入調査を行う場合は、甲及び乙は、丙に対して立入調査を行う者（第2項の規定により立入調査に同行する者を含む。）の職、氏名及び調査目的を通知するものとする。

(適切な措置の要求)

第12条 甲及び乙は、立入調査の結果、周辺地域住民の安全確保のため特別な措置を講ずる必要があると認める場合は、丙に対して直接、又は国を通じ、適切な措置（原子炉の運転停止を含む。）を講ずることを求めるものとする。

- 2 丙は、前項の求めがあったときは、誠意をもってこれに応ずるものとする。

(教育訓練)

第13条 丙は、発電所の運転等に当たっては、人に起因する事故等の防止等の安全管理に資す

るため、社員に対する教育訓練の徹底を図るものとする。

- 2 丙は、発電所の運転等に関する業務の一部を他に委託するときは、受託者に対して安全管理上の教育訓練の徹底を指導するとともに、受託者が行う教育訓練に対し、十分な指導監督を行うものとする。

(防災対策)

第14条 丙は、原子力事業者防災業務計画（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第7条第1項に基づき策定した計画）に定める防災対策の充実強化を図るとともに、甲及び乙が実施する地域の原子力防災対策に積極的に協力するものとする。

(公衆への広報)

第15条 丙が発電所の異常な事態に関して公衆に特別の広報を行う場合は、甲及び乙に対して事前に連絡するものとする。

(連絡の方法)

第16条 丙は、甲及び乙に対し、次の各号に定めるところにより連絡するものとする。

- (1) 第6条、第7条及び第8条に掲げる事項については、文書をもって連絡するものとする。
- (2) 第9条、第10条及び前条に掲げる事項については、速やかに電話及びファクシミリ装置で連絡した後、文書をもって連絡するものとする。

(連絡責任者)

第17条 甲、乙及び丙は、連絡を円滑に処理できるようあらかじめ連絡責任者を定めるものとする。

(損害の補償)

第18条 発電所の運転等に起因して、周辺地域住民に損害を与えた場合は、丙は誠意をもって補償に当たるものとする。

- 2 発電所の運転等に起因して、周辺地域住民に損害を与えた場合において、明らかに風評により農林水産物の価格低下、営業上の損失等の経済的損失が発生したと認められるときは、丙は、その損失に対し誠意をもって補償その他の最善の措置を講ずるものとする。

(諸調査への協力)

第19条 丙は、甲又は乙が実施する安全確保対策についての諸調査に協力するものとする。

(協定の改定)

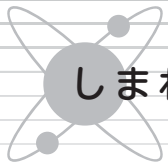
第20条 この協定に定める事項につき、改定すべき事由が生じたときは、甲、乙及び丙は、いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲、乙及び丙は、誠意をもって協議するものとする。

(運用)

第21条 この協定の実施に必要な細目については、甲、乙及び丙が協議の上、別に定めるものとする。

(その他)

第22条 この協定に定めた事項について疑義を生じたとき、又は定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。



この協定締結の証として、本書3通を作成し、甲、乙及び丙において記名押印の上、それぞれ1通を保有するものとする。

平成18年2月2日

平成25年11月20日一部改正

平成27年12月18日一部改正

甲 島根県松江市殿町1番地
島根県知事 澄田信義

乙 島根県松江市末次町86番地
松江市長 松浦正敬

丙 広島県広島市中区小町4番33号
中国電力株式会社
取締役社長 白倉茂生

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定の運営要綱

島根県（以下「甲」という。）、松江市（以下「乙」という。）及び中国電力株式会社（以下「丙」という。）は、島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定（以下「協定」という。）第21条の規定に基づき、協定の施行に関する必要な細目を定める。

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定の運営要綱（平成13年10月16日締結）は、廃止する。

（安全確保等の責務）

第1条 協定第1条第1項に定める「関係法令等」には、法令で定める規定及び原子力規制委員会決定の内規等を含むものとする。（以下同じ。）

2 協定第1条第2項に定める「品質保証活動」とは、原子力発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程（JEAC4111）」に従って原子力発電所の品質に影響を与える活動を管理（計画、実施、評価及び改善をいう。）することをいう。

3 協定第1条第2項に定める「高経年化対策」とは、安全第一を旨として、原子力発電施設の一定の安全水準を確保するため、「実用発電用原子炉施設における高経年化対策実施ガイド」（平成25年6月19日原管P発第1306198号原子力規制委員会決定）に基づき、原子力発電施設の長期供用に伴う経年劣化の特徴を把握して、これに的確に対応した保守管理を行うことをいう。

（放射性廃棄物の管理目標値）

第2条 協定第3条における「原子力安全委員会の定める線量目標値」とは、「発電用軽水型原子炉施設周辺の線量目標値に関する指針（昭和50年5月13日決定、平成元年3月27日一部改訂原子力安全委員会）」による。

（環境放射線の測定）

第3条 協定第5条に規定する測定計画について、甲は、毎年12月28日までに翌年度分の島根原子力発電所（以下「発電所」という。）周辺の環境放射線及び温排水等に関する測定計画を立案し、乙及び丙に通知するものとする。

2 乙及び丙は、前項の測定計画案に意見のある場合は、翌年1月31日までに甲に申し出るものとする。

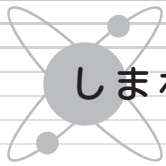
3 甲は、3月31日までに測定計画を策定し、乙及び丙に通知するものとする。

4 測定結果の公表については「島根原子力発電所環境放射線等の測定並びに測定結果の公表等に関する要綱」で定める。

（計画等に対する事前了解）

第4条 協定第6条第2項に規定する「重要な変更を行おうとするとき」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）（以下この条において「法」という。）第43条の3の8第1項の許可を受けようとする場合をいう。ただし、周辺地域住民の安全確保等に影響を及ぼさないものは除く。

2 協定第6条第3項に規定する「重要な変更を行おうとするとき」とは、次の各号について法第43条の3の33第3項の規定に基づき準用する法第12条の6第3項の認可を受け



ようとする場合をいう。

- (1) 原子炉本体周辺設備等、原子炉本体等及び建物等の解体撤去に当たっての計画変更
- (2) 前号以外の計画変更にあつては、周辺地域住民の安全確保等に影響を及ぼすおそれがある計画変更

- 3 第1項ただし書及び前項第2号に該当するか否かについては、事前に甲、乙及び丙が協議するものとする。なお、第1項ただし書及び前項第2号における周辺地域住民の安全確保等への影響は、法第43条の3の8第4項及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第118条第1項に規定する災害の防止上の支障が生じた場合の影響が発電所敷地外へ及ぶおそれのあるものをいう。

(核燃料物質等の輸送計画に対する事前連絡)

第5条 協定第7条に規定する連絡は、次により行うものとする。

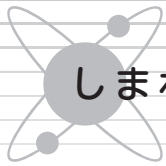
- (1) 丙は、甲及び乙に対し、年間輸送計画を前年度末までに連絡するものとする。
 - (2) 丙は、甲及び乙に対し、輸送計画及びその輸送に係る安全対策について、少なくとも輸送日の30日前までに連絡するものとする。
 - (3) 丙は、関係法令に基づき輸送計画及びその輸送に係る安全対策が確定したときは、速やかに甲及び乙に連絡するものとする。
 - (4) やむを得ない事由によって、輸送計画及び安全対策の内容に変更が生じた場合には、丙は直ちにその内容を甲及び乙に連絡しなければならない。
- 2 甲及び乙は、丙から連絡のあった内容のうち、輸送日時、経路等輸送に係る詳細な情報については、核物質防護の観点から公表しないものとする。
 - 3 連絡様式は、別に定めるものとする。

(平常時における連絡)

第6条 協定第8条第1項に規定する連絡は、次のとおりとする。

- (1) 発電所建設工事（原子炉施設及びこれに関連する主要な施設を含む。）の計画及び進捗状況並びに廃止措置計画
 - ① 原子力発電所建設計画（その都度）
 - ② 原子炉設置変更許可申請（その都度）
 - ③ 原子炉設置変更許可（その都度）
 - ④ 建設工事計画（毎年度当初）
 - ⑤ 建設工事の進捗状況（毎月）
 - ⑥ 廃止措置計画認可申請（その都度）
 - ⑦ 廃止措置計画認可（その都度）
 - ⑧ 廃止措置計画変更認可申請（その都度）
 - ⑨ 廃止措置計画変更認可（その都度）
 - ⑩ 廃止措置計画の変更届（その都度）
- (2) 発電所の運転（試運転を含む。）計画及び運転状況並びに廃止措置の実施計画及び廃止措置状況
 - ① 発電所の運転計画（教育訓練及び燃料等輸送を含む。）（前年度末）
 - ② 発電所の運転実績（教育訓練及び燃料等輸送を含む。）（毎年度当初）
 - ③ 発電所の運転状況（毎月）

- ④ 計画運転停止の計画（その都度）
- ⑤ 計画運転停止の実績（その都度）
- ⑥ 冷却水取放水量の変更（その都度）
- ⑦ 廃止措置実施計画（前年度末）
- ⑧ 廃止措置実績（毎年度当初）
- ⑨ 廃止措置状況（毎月）
- (3) 放射性廃棄物及び使用済燃料の管理状況
 - ① 放射性廃棄物及び使用済燃料の管理状況（毎月）
- (4) 発電所の定期検査の実実施計画及びその結果
 - ① 定期検査の計画（その都度）
 - ② 定期検査の実施状況（毎週）
 - ③ 定期検査の結果（その都度）
- (5) 環境放射線の測定結果
 - ① 敷地境界モニタリングポストの測定結果（毎月）
 - ② 環境放射線の測定結果（積算線量、環境試料）（毎四半期）
- (6) 温排水等の調査結果
 - ① 取放水の水温（毎月）
 - ② 沿岸定点の水温（毎月）
 - ③ 格子状定線の水温（毎四半期）
- (7) 品質保証活動の実施状況
 - ① 品質保証活動の実施状況（半年毎）
- (8) 高経年化対策の計画及び実施状況
 - ① 高経年化に関する長期保守管理方針（その都度）
 - ② 高経年化に関する保全計画の実施状況（その都度）
- (9) その他必要と認められる事項
 - ① 島根原子力情報伝送システムの伝送計画（毎月）
 - ② 島根原子力情報伝送システムの伝送実績（毎月）
 - ③ 放射線業務従事者の線量管理状況（半年毎）
 - ④ 規定類の変更（保安規定、原子力事業者防災計画）（その都度）
 - ⑤ 原子炉施設の用途廃止（その都度）
 - ⑥ 地震発生時の発電所の状況（速報、対応結果）（その都度）
 - ⑦ 新燃料の輸送実績（その都度）
 - ⑧ 使用済燃料の輸送実績（その都度）
 - ⑨ 低レベル放射性廃棄物の輸送実績（その都度）
 - ⑩ 定期安全レビュー報告書（その都度）
 - ⑪ 電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第44条第2項の規定により松江労働基準監督署長に報告した事項（その都度）
 - ⑫ その他甲及び乙が必要と認める事項（ただし、丙と協議するものとする。）
- 2 連絡様式は、別に定めるものとする。
- 3 協定第8条第2項に規定する発電所情報（リアルタイム）は、次のとおりとする。



- ① 各号機の発電出力
- ② 各号機の排気筒モニタ値
- ③ 各号機の放水路水モニタ値
- ④ 敷地境界モニタリングポスト値
- ⑤ 風向及び風速

(保安規定における運転上の制限及び施設運用上の基準を満足しない場合の連絡)

第7条 協定第9条に規定する事項が、協定第10条に規定する事項に該当する場合、又は該当する事態になった場合は、協定第10条の規定を適用するものとする。

(異常時における連絡)

第8条 協定第10条第1項についての連絡は、原因の解明・処理方針の決定ができていなくても、事態発生後直ちに丙は、甲及び乙に連絡するものとする。

- 2 協定第10条第1項第1号①に規定する「原子炉施設」とは、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和53年通商産業省令第77号）第3条第1項第2号に規定する施設とする。

また、「故障」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び電気事業法（昭和39年法律第170号）に規定される故障とする。

- 3 協定第10条第1項第1号②に規定する「安全関係設備」とは、別表1に掲げるものとする。なお「その機能に支障を生じる不調」とは、当該系統の機器の故障により当該系統に要求される機能を満足できない状態をいう。
- 4 協定第10条第1項第1号③に規定する「計画外の出力変化」については、原子炉の出力変化が5パーセントを超えない範囲の出力変化を除くものとする。
- 5 協定第10条第1項第2号①に規定する「放射性物質」とは、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物、放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物をいう。（以下同じ。）
- 6 協定第10条第1項第3号②に規定する「特別の措置」とは、電離放射線障害防止規則第44条第1項に規定する医師の診察を受けた結果、被ばくに起因する措置を行った場合をいう。
- 7 協定第10条第1項第4号②に規定する「放射性物質の輸送」は、発電所を発地、着地とするものを対象とする。この場合において、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の輸送については、放射能汚染を伴わない交通事故等を含むものとする。
- 8 協定第10条第1項第4号⑤に規定する「通報基準値」は、別表2に掲げるものとする。ただし、計器の不調等によるものは除く。
- 9 協定第10条第1項第4号⑥に規定する「国への報告義務がある事態が発生したとき」とは、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び電気事業法に基づく報告義務がある事態が発生したときをいう。
- 10 協定第10条第2項に規定する「測定結果等」は、同条第1項各号の発生事態に関する資料を含むものとする。

(立入調査)

第9条 協定第11条第2項の「周辺地域住民の代表者」とは、次に掲げるもののうち、甲又は乙が指名する者をいう。

- (1) 島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会の委員のうち松江市に住所を有するもの
 - (2) 松江市原子力発電所環境安全対策協議会の委員のうち地域代表であるもの
- 2 協定第11条第2項の立入調査に同行する者の数は、前項第1号及び第2号に規定するものについて、それぞれ5名以内とする。

(適切な措置の要求)

第10条 丙は、協定第12条第1項の規定による措置を求められた場合には、速やかに処置方針を回答するものとする。

- 2 甲及び乙は、前項の処置方針に意見がある場合には、直ちに甲、乙及び丙において協議し、丙は適切な措置を講ずるものとする。

(損害の補償)

第11条 協定第18条第1項に規定している損害は、放射線の作用等による人的又は物的損害等の直接損害をいう。この損害には自然環境への影響も含まれるものとし、原状回復措置費用についても補償対象とする。

- 2 協定第18条第2項の規定によって解決できない場合において、当事者から処理の申し出があったときは、甲及び乙は、当事者間の合意に向け調整するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めた事項について疑義を生じたとき、又は定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

平成18年2月2日

平成20年11月27日一部改正

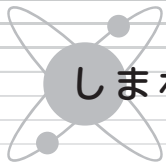
平成25年11月20日一部改正

平成27年12月18日一部改正

甲 島根県総務部長 濱田省司

乙 島根県松江市助役 伊藤忠志

丙 中国電力株式会社
島根原子力発電所長 福島直樹



別表1 第8条第3項で規定する安全関係設備

	1号機	2号機	備考
(1)	液体ポイズン系	ほう酸水注水系	原子炉停止機能
(2)	原子炉隔離時冷却系	原子炉隔離時冷却系	炉心冷却機能
(3)	高压注水系	高压炉心スプレイ系	
(4)	低压注水系	低压注水系	
(5)	炉心スプレイ系	低压炉心スプレイ系	
(6)	格納容器冷却系	格納容器冷却系	
(7)	自動減圧系	自動減圧系	
(8)	非常用ガス処理系	非常用ガス処理系	
(9)	非常用ディーゼル発電機系	非常用ディーゼル発電機系	非常用電源
(10)	所内蓄電池系	所内蓄電池系	

別表2 第8条第8項で規定する異常時通報基準値

(1)

計器名	通報値
敷地境界モニタリングポスト	220nGy/h

(2)

計器名		通報値A (下記の状態が10時間続くとき)	通報値B (下記の状態になったとき)
1号機	原子炉建物排気筒モニタ	500cps	1000cps
	タービン建物排気筒モニタ	150cps	300cps
	放水路水モニタ	7cps	70cps
2号機	原子炉建物排気筒モニタ	500cps	1000cps
	放水路水モニタ	8cps	80cps

(3)

計器名	通報値	備考
サイトバンカ建物排気筒モニタ	150cps	積算放射エネルギーの計測値が左の値になったとき

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定に基づく立入調査の実施に関する要綱

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）に基づいて実施する立入調査の基本的な実施方針は、次のとおりとする。

1 平常時における立入調査

●目的

島根県及び松江市は、安全協定第11条の規定に基づき、中国電力株式会社島根原子力発電所の保守及び管理が安全協定の趣旨に則って適切に行われていることを確認することを目的として立入調査を実施する。

●調査対象項目（例示）

- (1) 放射性廃棄物の管理及び放出状況（環境への影響という観点）
- (2) 敷地境界モニタリングポストの管理状況（環境への影響という観点）
- (3) 他電力におけるトラブル事例の反映状況（予防保全）
- (4) 緊急連絡体制の維持管理（迅速な連絡）

●実施機関

- (1) 島根県及び松江市が合同で実施することを原則とする。

ただし、県又は松江市は安全協定に基づいて単独で立入調査を実施することを妨げるものではない。

- (2) 県は、必要に応じて島根県原子力安全顧問（地方公務員法第3条第3項第3号に掲げる特別職の職員）の同行を求めるものとする。

※県の立入職員は、原子力安全対策課職員とするが、必要に応じて医療政策課など関係機関の協力を求めるものとする。

●実施時期

- (1) 必要に応じて随時実施する。

●対象施設

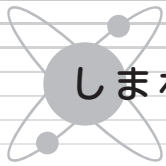
- (1) 島根原子力発電所内の各施設とする。

●事前通告

- (1) 立入調査を行う場合は、県及び松江市は、各々が中国電力(株)に対して立入調査を行う者の職、氏名及び調査目的を通知するものとする。

●立入調査結果

- (1) 県及び松江市は、立入調査の結果、適切でないと判断される事柄があった場合は、相互に連携を取りながら、中国電力(株)に対して、安全協定第12条の規定に基づく措置要求等を行うものとする。
- (2) 県は、立入調査を実施した後、概ね1ヶ月以内を目途にその結果を取りまとめて公表するものとする。
- (3) 公表は、プレス発表又はホームページへの掲載等をもって行うものとする。



2 異常時における立入調査

●目的

島根県及び松江市は、安全協定第11条の規定に基づき、中国電力株式会社島根原子力発電所において発生した異常時連絡事象について、環境への影響及び事象の状況・原因並びに再発防止対策について、確認することを目的として立入調査を実施する。

●調査対象項目（例示）

- (1) 事象発生に伴う環境への影響
- (2) 事象発生状況の確認及び発生時の対応状況
- (3) 原因確認及び再発防止対策

●実施機関

- (1) 異常事象発生時の立入調査は迅速性が求められることから、原則各機関毎の対応とするが、立入調査を行おうとするときには相互に連絡するものとする。
- (2) 県は、必要に応じて島根県原子力安全顧問（地方公務員法第3条第3項第3号に掲げる特別職の職員）の同行を求めるものとする。

※ 県の立入職員は、原子力安全対策課職員とするが、必要に応じて医療政策課など関係機関の協力を求めるものとする。

●実施時期

- (1) 安全協定第10条に該当する事象が発生したときであって、次の時点に実施することを原則とする。
 - ① 異常時連絡があったとき
 - ② 原因の究明がなされ、再発防止対策が実施されたとき

●対象施設

- (1) 島根原子力発電所内の各施設とする。

●事前通告

- (1) 立入調査を行う場合は、県及び松江市は、各々が中国電力(株)に対して立入調査を行う者の職、氏名及び調査目的を通知するものとする。

●立入調査結果

- (1) 県及び松江市は、立入調査の結果、適切でないと判断される事柄があった場合は、相互に連携を取りながら、中国電力(株)に対して、安全協定第12条の規定に基づく措置要求等を行うものとする。
- (2) 県は、立入調査を実施した後、必要に応じてプレス発表を行う。
また、概ね1ヶ月以内を目途にその結果を取りまとめて公表するものとする。
公表は、プレス発表又はホームページへの掲載等をもって行うものとする。

3 LCO逸脱時（運転上の制限を満足しない場合）における立入調査

●目的

島根県及び松江市は、安全協定第11条の規定に基づき、中国電力株式会社島根原子力発電所におけるLCO逸脱の連絡を受けたときに、事象の推移を注視するとともにトラブルに発展したときの対応に備えるため、立入調査を実施する。

●調査対象項目（例示）

- (1) 事象発生に伴う環境への影響
- (2) 事象発生状況の確認
- (3) 事象の推移の把握

●実施機関

- (1) LCO逸脱時の立入調査は、迅速性が求められるとともに、その事象の推移を注視することから、原則各機関毎の対応とするが、立入調査を行おうとするときには相互に連絡するものとする。
- (2) 県は、必要に応じて島根県原子力安全顧問（地方公務員法第3条第3項第3号に掲げる特別職の職員）の同行を求めるものとする。
※ 県の立入職員は、原子力安全対策課職員とするが、必要に応じて医療政策課など関係機関の協力を求めるものとする。

●実施時期

- (1) 安全協定第9条に該当する事象が発生したときであって、次の時点に実施することを原則とする。
 - ① LCO逸脱の連絡があったとき
 - ② 原因の究明がなされ、再発防止対策が実施されたとき

●対象施設

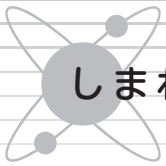
- (1) 島根原子力発電所内の各施設とする。

●事前通告

- (1) 立入調査を行う場合は、県及び松江市は、各々が中国電力㈱に対して立入調査を行う者の職、氏名及び調査目的を通知するものとする。

●立入調査結果

- (1) 県及び松江市は、立入調査の結果、適切でないと判断される事柄があった場合は、相互に連携を取りながら、中国電力㈱に対して、安全協定第12条の規定に基づく措置要求等を行うものとする。
- (2) 県は、立入調査を実施した後、必要に応じてプレス発表を行う。
また、概ね1ヶ月以内を目途にその結果を取りまとめて公表するものとする。
公表は、プレス発表又はホームページへの掲載等をもって行うものとする。



「島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定」に係る覚書

島根県（以下「甲」という。）並びに出雲市、安来市及び雲南市（以下「乙」という。）は、甲が行う甲、松江市及び中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）が締結する島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定に基づく計画等に対する事前了解の回答のほか、島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たって、下記の手続を経ることを確認する。

記

- 1 甲は乙の考えをよく理解し、誠意をもって対応する。
- 2 甲は、総合的に判断した島根原子力発電所に関する重要な判断や回答を、乙に説明する。
- 3 前項の説明を経て、国、中国電力等重要な判断を回答すべき相手に対し、甲としての考えを届けるものとする。
その際、乙から甲に対し意見等の提出があった場合には、当該意見等を付して届けるものとする。

平成25年10月29日

甲 島根県知事 溝口善兵衛

乙 出雲市長 長岡秀人

安来市長 近藤宏樹

雲南市長 速水雄一

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する覚書

島根県（以下「甲」という。）、鳥取県（以下「乙」という。）並びに米子市及び境港市（以下「丙」という。）は、甲が島根原子力発電所に関する重要な判断や回答をするに当たって、下記の手続きを経ることを確認する。

記

- 1 甲は、乙及び丙の考えをよく理解し、誠意をもって対応する。
- 2 甲は、総合的に判断した島根原子力発電所に関する重要な判断や回答を、乙及び丙に説明する。
- 3 前項の説明を経て、国、中国電力等重要な判断を回答すべき相手に対し、甲としての考えを届けるものとする。
その際、乙から甲に対し、丙の意見等を踏まえた意見等の提出があった場合には、甲は、当該意見等を付して届けるものとする。

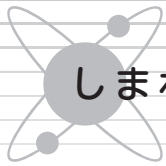
平成25年11月7日

甲 島根県知事 溝口善兵衛

乙 鳥取県知事 平井伸治

丙 米子市長 野坂康夫

丙 境港市長 中村勝治



島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会規定

(設 置)

第1条 松江市に設置される中国電力株式会社島根原子力発電所の周辺地域における環境放射線等の調査結果を把握し、住民の健康と安全の確保について県民一般への周知をはかることを目的として島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は前条の目的を達成するため次の事項を行う。

- (1) 環境放射線等の調査結果の把握とその周知方法についての協議
- (2) 環境の安全性を把握するため必要な資料の収集及び調査
- (3) その他目的達成に必要な事項

(構 成)

第3条 協議会は、委員70名以内で組織し、会長及び副会長2名を置く。

- 2 委員は、知事及び次の各号に掲げる者のうち知事が委嘱し、または任命した者とする。
 - (1) 公職にある者
 - (2) 各種団体等の推薦を受けた者
 - (3) 行政職員
- 3 委員の任期は、前項第1号の委員はその職の任期とし、第2号の委員は2年とし、第3号の委員はその職の在任期間とする。ただし、それぞれ再任を妨げない。
- 4 第2項第2号に規定する各種団体等の推薦を受けたものが欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 会長は知事をもって充て、副会長は委員のうちから互選する。

- 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があったときはあらかじめ会長の指名した副会長がその職務を代理する。

(会 議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、定例会及び臨時会とし、定例会は年1回、臨時会は会長が必要と認めたときに開催する。
- 3 会議は、原則として公開とする。ただし、委員の過半数が認めるときは、非公開とすることができる。

(顧問)

第6条 会長は、必要に応じて、島根県原子力安全顧問（以下「顧問」という）に出席を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、協議会の委員若干人で組織する。
- 3 専門部会は、協議会の目的を達成するため専門的事項の調査検討を行う。

(オブザーバー)

第8条 協議会にオブザーバーを置き、会長は、必要に応じて、出席を求めることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、防災部原子力安全対策課において処理する。

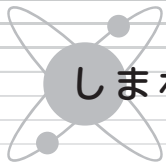
(その他)

第10条 この規定に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は会長が会議に諮って定める。

付 則

この規定は、昭和48年5月25日から施行する。

- | | |
|------|--|
| 一部改正 | 平成5年4月1日 |
| 一部改正 | 平成10年4月1日 |
| 一部改正 | 平成15年4月1日 |
| 一部改正 | 平成18年2月8日(ただし、第3条第3項及び第4項の規定は平成18年4月1日から施行する。) |
| 一部改正 | 平成19年7月13日 |
| 一部改正 | 平成20年11月25日 |
| 一部改正 | 平成23年8月1日 |
| 一部改正 | 平成25年4月1日 |
| 一部改正 | 平成25年8月1日 |



島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会委員名簿

平成31年2月末現在

区分	氏名	所属・職名	備考	区分	氏名	所属・職名	備考
1号委員	溝口 善兵衛	島根県知事	会長	2号委員	山崎 泰子	プリエールねっと 代表	
	浅野 俊雄	島根県議会議員 (松江選挙区)			吉田 聖愛	プリエールねっと 運営委員	
	細田 重雄	島根県議会議員 (松江選挙区)			乾 君恵	鹿島町御津地区 女性代表	
	福田 正明	島根県議会議員 (松江選挙区)			吉岡 万紀子	鹿島町片句地区婦人会 会長	
	五百川 純寿	島根県議会議員 (松江選挙区)			松蔭 精子	島根地域まちづくり協議会 委員	
	小沢 秀多	島根県議会議員 (松江選挙区)			小須賀 恵美子	島根地域まちづくり協議会 副会長	
	尾村 利成	島根県議会議員 (松江選挙区)			多久和 絹代	東地合女性消防隊 隊長	
	白石 恵子	島根県議会議員 (松江選挙区)			北脇 捷利	斐川地域自治協会連合会 委員	
	角 智子	島根県議会議員 (松江選挙区)			石井 末子	安来市連合婦人会 会長	
	岩田 浩岳	島根県議会議員 (松江選挙区)			山本 善徳	安来市自治会代表者協議会 副会長	
	加藤 勇	島根県議会議員 (松江選挙区)			石田 美幸	雲南市男女共同参画まちづくりネットワーク会議 代表	
	吉野 和彦	島根県議会議員 (松江選挙区)			細田 益子	大東町の女性の集い 幹事	
	佐々木 雄三	島根県議会議員 (出雲選挙区)			森本 紀彦	一般社団法人島根県医師会 会長	
	成相 安信	島根県議会議員 (出雲選挙区)			竹下 正幸	島根県農業協同組合中央会 会長	
	森山 健一	島根県議会議員 (出雲選挙区)			岸 宏	漁業協同組合 JFしまね 代表理事会長	
	原 成充	島根県議会議員 (出雲選挙区)			原田 圭介	連合島根 事務局長	
	園山 繁	島根県議会議員 (出雲選挙区)			島田 ひとみ	連合島根女性委員会 委員長	
	池田 一	島根県議会議員 (出雲選挙区)			野々内 さとみ	島根県連合婦人会 副会長	
	遠藤 力一	島根県議会議員 (出雲選挙区)			森江 和文	島根県連合青年団 事務局長	
	高見 康裕	島根県議会議員 (出雲選挙区)			飯塚 順子	J Aしまね女性部 委員	
	大国 陽介	島根県議会議員 (出雲選挙区)			青山 幸子	島根県漁協女性部連合会 会長	
	田中 明美	島根県議会議員 (安来選挙区)			野々村 三重子	島根県商工会女性部連合会 副会長	
	藤原 常義	島根県議会議員 (安来選挙区)			福島 丈太郎	公益社団法人松江青年会議所 理事長	
	山根 成二	島根県議会議員 (雲南・飯石選挙区)			千原 恵	島根県PTA連合会 副会長兼母親委員長	
	高橋 雅彦	島根県議会議員 (雲南・飯石選挙区)			石原 孝子	しまね環境アドバイザー	
	松浦 正敬	松江市長	副会長		横山 洋子	島根県民生児童委員協議会 副会長	
	森脇 勇人	松江市議会議長			山田 明子	公益財団法人島根県老人クラブ連合会 女性委員長	
	柳原 治	松江市議会議員			徳若 光代	公益社団法人島根県看護協会 専務理事	
	細木 明美	松江市議会議員			藤原 孝行	島根県副知事	副会長
	長岡 秀人	出雲市長			栗原 昌子	島根県広報部長	
	福代 秀洋	出雲市議会議長			石原 恵利子	島根県地域振興部地域政策課長	
	近藤 宏樹	安来市長			原 圭子	島根県環境生活部環境生活総務課男女共同参画室室長	
田中 武夫	安来市議会議長		徳永 恵美	島根県健康福祉部健康福祉総務課GL			
速水 雄一	雲南市長		平谷 澄枝	島根県農林水産部農林水産総務課団体検査監			
山崎 正幸	雲南市議会議長						
				3号委員			

島根県原子力安全顧問設置要領

(設置)

第1条 中国電力株式会社島根原子力発電所（以下「発電所」という）の安全性に関する諸課題に対応するため、島根県原子力安全顧問（以下「顧問」という）を置く。

(職務)

第2条 顧問は、知事からの求めに応じ、発電所の安全性に関わる事項について、必要な助言を行う。

2 顧問は、島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会会長の求めにより同協議会に出席し、必要な助言等を行う。

3 顧問は、知事からの求めに応じ、島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定第11条の規定に基づく立入調査に同行する。

(顧問の委嘱等)

第3条 顧問は、学識経験者の中から、知事が委嘱する。

2 顧問の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

(顧問の委嘱の際の要件等)

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、顧問となることができない。

一 原子力事業者等（原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を設置する者、外国原子力船を本邦の水域に立ち入らせる者若しくは核原料物質若しくは核燃料物質の使用を行う者又は原子炉メーカーであって、いずれも商業目的の施設に係る者に限る。以下同じ。）又はこれらの者が法人であるときはその役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。以下同じ。）若しくはこれらの者の使用人その他の従業者

二 原子力事業者等の団体の役員又は使用人その他の従業者

三 顧問の委嘱日（以下「委嘱日」という。）前直近3年間に、原子力事業者等又はこれらの者が法人であるときはその役員若しくはこれらの者の使用人その他の従業者であった者

四 委嘱日前直近3年間に、原子力事業者等の団体の役員又は使用人その他の従業者であった者

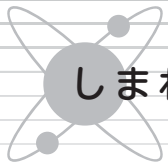
五 同一の原子力事業者等から、個人として、委嘱日前直近1年間、委嘱日の1年前の日の前直近1年間又は委嘱日の2年前の日の前直近1年間のうちいずれかの期間において、50万円以上の報酬等を受領していた者

2 知事は、外部有識者を顧問として委嘱するときは、次の各号に掲げる事項についての自己申告を求める。

一 この項の規定により申告する日（以下「申告日」という。）前直近3年間に、原子力事業者等又はこれらの者が法人であるときはその役員若しくはこれらの者の使用人その他の従業者であった者に該当しないこと。

二 申告日前直近3年間に、原子力事業者等の団体の役員又は使用人その他の従業者であった者に該当しないこと。

三 同一の原子力事業者等から、個人として、申告日前直近1年間、申告日の1年前の日



の前直近1年間又は申告日の2年前の日の前直近1年間のうちいずれかの期間において、50万円以上の報酬等を受領していた者に該当しないこと。

四 当該外部有識者個人の研究又はその所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附について、申告日前直近3年間（ただし、再任の場合は、申告日の属する年度の4月1日から申告日までの間）における対象の研究名称、寄附者及びその寄附金額

五 申告日前直近3年間（ただし、再任の場合は、申告日の属する年度の4月1日から申告日までの間）に、その所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数

3 知事は、委嘱に際して、前項第4号及び第5号の情報を公表する。

4 当該外部有識者は、申告日から委嘱日までの間に第1項第1号、第2号又は第5号に掲げる者となることが新たに生じた場合は、遅滞なく知事に対してその事項についての自己申告を行うこととする。

5 知事は、委嘱後、顧問が申告日から委嘱日までの間に第1項各号に該当することとなったことが判明した場合は、当該顧問の委嘱を取り消す。

（顧問の在任中の要件等）

第5条 顧問は、その在任中に次の各号に掲げる事項が新たに生じた場合は、遅滞なく知事に対してその事項についての自己申告を行うこととする。

一 顧問が前条第1項第1号又は第2号に掲げる者となること。

二 同一の原子力事業者等から、個人として、委嘱日以後1年間又は委嘱日の1年後の日以後1年間に50万円以上の報酬等を受領していた者となること。

2 知事は、顧問が前項第1号又は第2号に掲げる事項に該当することが判明した場合は、当該顧問を解任する。

3 知事は、顧問に対して、次の各号に掲げる事項についての自己申告を、その在任中毎年4月30日までに行うよう求める。

一 その年の3月31日以前の1年間における顧問個人の研究又はその所属する研究室等に対する原子力事業者等からの寄附について、対象の研究名称、寄附者及びその寄附金額

二 その年の3月31日以前の1年間において、顧問の所属する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の名称及び就職者数

4 知事は、前項に基づく自己申告があった場合は、その情報を公表する。

（島根県原子力安全顧問会議）

第6条 知事は、必要があると認めるときには、助言を求める案件に応じて顧問のうちから適当と認める者に出席を求め、島根県原子力安全顧問会議を開くことができる。

（庶務）

第7条 顧問に関する庶務は、防災部原子力安全対策課において処理する。

（その他）

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規定は、平成20年9月18日から施行する。

一部改正 平成23年8月1日

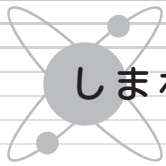
一部改正 平成24年7月1日

一部改正 平成25年4月1日

島根県原子力安全顧問名簿

平成31年3月現在

氏名	専門分野	所属・職名
いわ 岩 た 田 とも 知 たか 孝	強震動地震学	京都大学防災研究所教授
うち 内 だ 田 しげ 滋 お 夫	環境放射生態学	量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所 廃棄物技術開発研究チーム チームリーダー
おお 太 た 田 かつ 勝 まさ 正	放射線防護学 放射線看護学	名古屋大学大学院医学系研究科教授
かた 片 ぎり 桐 ひろ 裕 み 実	原子力防災 環境影響評価	元 日本原子力研究開発機構 原子力緊急時支援・研修センター長
かつ 勝 た 田 ただ 忠 ひろ 広	原子力工学 原子力政策	明治大学法学部教授
かま 釜 え 江 かつ 克 ひろ 宏	地震工学	京都大学複合原子力科学研究所 特任教授
きた 北 がき 垣 はじめ 一	放射線医学	島根大学医学部教授
くさ 草 ま 間 とも 朋 こ 子	放射線健康管理学	東京医療保健大学副学長
すぎ 杉 もと 本 じゅん 純	原子炉工学	元 京都大学教授
せり 芹 ざわ 澤 あき 昭 み 示	原子炉工学	京都大学名誉教授
つくだ 佃 えい 榮 きち 吉	地震地質学	産業技術総合研究所特別顧問
なが 長 おか 岡 とし 鋭	環境放射線学	日本原子力研究開発機構研究嘱託
に の 二 かた 方 ひさし 壽	原子炉工学	ミラノ工科大学エネルギー工学科教授
の 野 ぐち 口 かず 和 ひこ 彦	原子力防災 リスクマネジメント	横浜国立大学環境情報研究院教授
みや 宮 もと 本 みつ 光 たか 貴	材料工学	島根大学総合理工学部准教授
よし 吉 かわ 川 ひで 榮 かず 和	原子炉工学	京都大学名誉教授
わた 渡 べ 部 てる 輝 ひさ 久	海洋放射生態学	海洋生物環境研究所フェロー



島根原子力発電所2号機の申請了解時の回答文書等

中国電力(株)への回答内容 (H25. 12. 24)

原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について (回答)

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定 (以下「安全協定」という。) 第6条の規定に基づき、平成25年11月21日付け電源総第21号で事前了解願いのあった島根原子力発電所2号機に係る新規規制基準適合性確認審査について、原子力規制委員会へ申請することは今回了解します。

次に、安全協定第6条の規定に基づく最終的な了解は、原子力規制委員会から審査結果について説明を受け、それに対して島根県議会をはじめ、島根県の安全対策協議会、原子力安全顧問、松江市や出雲市、安来市、雲南市並びに米子市及び境港市の意見を踏まえた鳥取県からの意見を聴いて、県として総合的に判断したうえで回答します。

なお、今回の原子力規制委員会への申請の了解に当たっては、下記の諸事項について適切に対応いただくとともに、別添のとおり出雲市、安来市、雲南市並びに米子市及び境港市の意見を踏まえた鳥取県からの意見を添付しますので、適切に対応いただきますよう強く要請します。

記

1. 原子力規制委員会の適合性確認審査の状況及び審査により必要となった変更・追加の対策については、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市 (以下「関係自治体」という。) に対して適切に説明すること。
2. 関係自治体などに対して、引き続き、丁寧な情報提供を行うこと。
3. 宍道断層の評価など、地震及び津波の想定については、発生規模などの不確実性を十分に考慮し、常に最新の知見を取り入れ、それに基づく安全対策を適切に実施すること。
4. フィルタベントや汚染水対策などのシビアアクシデント対策については、その有効性と影響を適切に考慮して実施するとともに、この点についての関係自治体への説明は特に丁寧に行うこと。
5. 安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織体制、発電所の人員、教育及び訓練といった人的な対応に関しても、不断の充実・強化を図るよう適切な取組を行うこと。
6. 島根原子力発電所の引き続きの安全性向上のため、自主的かつ主体的に対策の実施に取り組むとともに、関係自治体に対しその情報を的確に提供すること。
7. 原子力災害発生時における防災体制の構築に当たっては、緊急時、あるいは平常時を問わず、関係自治体と緊密な連携を図ること。

原子力規制委員会への要請内容 (H25. 12. 26)

原子炉等規制法の改正に伴い新たに施行された規制基準に係る安全対策について

本県の原子力発電所周辺環境安全対策につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第6条の規定に基づき、平成25年11月21日付け電原総第21号で中国電力(株)から事前了解願いのあった島根原子力発電所2号機に係る新規制基準適合性確認審査について、貴委員会へ申請することは今回了解し、別紙のとおり中国電力(株)に対して回答しましたのでお知らせします。

次に、安全協定第6条の規定に基づく最終的な了解は、貴委員会から審査結果について説明を受け、それに対して島根県議会をはじめ、島根県の安全対策協議会、原子力安全顧問、松江市や出雲市、安来市、雲南市並びに米子市及び境港市の意見を踏まえた鳥取県からの意見などを聴いて、総合的に判断したうえで中国電力(株)に対して回答します。

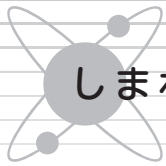
なお、今回の中国電力(株)による貴委員会への申請の了解に当たって、貴委員会におかれては下記の諸事項について適切に対応いただきますようお願いいたします。

さらに、別添のとおり出雲市、安来市、雲南市並びに米子市及び境港市の意見を踏まえた鳥取県の意見を添付しますので、適切に対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 適合性確認審査に当たっては、現地調査を行うなどにより、島根原子力発電所の特性、立地、周辺状況を的確に把握した上で、住民の安全確保の観点から厳格に審査いただきたい。
2. 宍道断層の評価など、地震及び津波の想定については、発生規模などの不確実性を十分に考慮し、最新の知見も踏まえ、それに基づいた安全対策が適切に実施されているか審査いただきたい。
3. フィルタベントや汚染水対策などのシビアアクシデント対策については、その有効性と影響を適切に考慮して厳密に審査するとともに、この点についての説明は特に丁寧に行っていただきたい。
4. 安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織体制、発電所の人員、教育及び訓練といった人的な対応に関しても、適切に取り組まれているかを審査するとともに、必要に応じて指導を行っていただきたい。
5. 福島第一原子力発電所の事故の原因究明や調査の進捗に応じ、新たに得られた知見については、その都度、規制基準に反映していただきたい。
6. 審査の結果については、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市に対して、丁寧な説明を行っていただきたい。
7. 原子力防災対策について、万が一原子力災害が起きた場合、一般住民及び要援護者の避難が迅速かつ安全にできるよう、国が前面に立って調整・支援していただきたい。

※ いずれも覚書に基づき周辺自治体の意見を添付（省略）



島根原子力発電所の特定重大事故等対処施設等の申請了解時の回答文書等

中国電力株への回答内容（H28. 7. 1）

島根原子力発電所に係る特定重大事故等対処施設等の設置について（回答）

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第6条第2項の規定に基づき、平成28年4月28日付け島原本広第87号で事前了解願いのあった島根原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の設置に係る設置変更許可申請については、下記のとおり回答します。

記

1. 原子力規制委員会へ申請することは、今回、了解する。
2. 安全協定第6条第2項の規定に基づく最終的な了解については、原子力規制委員会から審査結果について説明を受け、それに対して島根県議会などの意見を聴いて、県として総合的に判断したうえで回答する。
3. 平成25年12月24日付け原第563号で要請した事項（別添1）について引き続き適切に対応していただくよう要請する。
4. 出雲市、安来市、雲南市並びに米子市及び境港市の意見を踏まえた鳥取県からの意見（別添2）の送付があり、これを添付するので、適切に対応していただくよう要請する。

原子力規制委員会への要請内容（H28. 7. 15）

島根原子力発電所に係る特定重大事故等対処施設等の設置について

本県の原子力発電所周辺環境安全対策につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

島根原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）の設置に係る原子炉設置変更許可申請については、平成28年4月28日に中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）から本県に対して島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第6条第2項の規定に基づく事前了解願いの提出がありましたが、貴委員会へ申請することについては今回了解することとし、別紙のとおり中国電力に対して回答しましたのでお知らせします。

次に、安全協定第6条第2項の規定に基づく最終的な了解は、貴委員会から審査結果について説明を受け、それに対して島根県議会などの意見を聴いて、総合的に判断したうえで中国電力に対して回答します。

なお、今回の中国電力による貴委員会への申請の了解に当たって、貴委員会におかれては、本県が平成25年12月26日付け原第563号で要請した事項（別添1）について引き続き適切に対応いただきますようお願いいたします。

また、本県に対して出雲市、安来市、雲南市からの意見（別添2）の送付があり、これを添

付しますので、適切に対応いただきますようお願いいたします。

内閣府への要請事項（H28.7.15）

島根原子力発電所に係る特定重大事故等対処施設等の設置について

本県の原子力行政につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

島根原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）（以下「特重施設等」という。）の設置に係る原子炉設置変更許可申請については、平成28年4月28日に中国電力株式会社（以下「中国電力」という。）から本県に対して島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第6条第2項の規定に基づく事前了解願いの提出があり、本県としては、今回、原子力規制委員会へ申請することについて了解することとし、別紙のとおり中国電力に対して回答しましたのでお知らせします。

次に、安全協定第6条第2項の規定に基づく最終的な了解は、原子力規制委員会から審査結果について説明を受け、それに対して島根県議会などの意見を聴いて、総合的に判断したうえで中国電力に対して回答します。

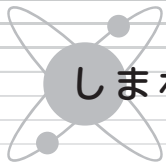
なお、今回の中国電力による原子力規制委員会への申請の了解に当たって、特重施設等の設置に関しては、原子力防災対策の課題があることから、貴府において適切に対応していただく必要があると考えておりますので、別添の事項（別添1）について要請します。

また、本県に対して出雲市、安来市、雲南市からの意見（別添2）の送付があり、これを添付しますので、適切に対応いただきますようお願いいたします。

（別添1）

原子力防災対策については、万が一の原子力災害に備えて、一般住民及び要援護者が迅速かつ安全に避難できるような対策を、引き続き国が前面に立って調整・支援していただきたい。

- ※ 中国電力(株)への回答には、平成25年12月24日付けでの要請内容を添付（P164参照）
- ※ 原子力規制委員会への要請には、平成25年12月26日付けでの要請内容を添付（P165参照）
- ※ いずれも覚書に基づき周辺自治体の意見を添付（省略）



島根原子力発電所3号機の申請了解時の回答文書等

島根原発3号機の取扱いについての県の考え方（知事会見発表内容）

島根県及び松江市が中国電力と締結している安全協定では、中国電力が原子炉施設に重要な変更を行おうとする場合、事前に島根県及び松江市の了解を得ることが必要です。

中国電力は、この了解を得るため、5月22日、島根原発3号機が原子力規制委員会の新規制基準に適合するかについて、原子力規制委員会に申請を行うことにつき、島根県と松江市に事前了解願いの提出を行ったのであります。

原発については、安全の確保が大変重要であり、県では、専門家による原子力安全顧問会議や、県内各界の方々が参加する原子力の安全対策協議会の開催などにより、県民や関係自治体、専門家などの意見を聴いてまいりました。

6月6日に開催した専門家による原子力安全顧問会議では、原子力規制委員会が審査すべき内容等について、

- (1) 福島原発事故を受け、必要な安全対策設備は整備され、その対策は有効に機能するものになっているか
- (2) 施設や設備の面だけでなく、人的な面においても適切な対策がとられているかなどのご意見をいただきました。

同日開催し、住民の方々も参加した安全対策協議会等では、

- (1) 原発に100%の安全はなく、不安は払しょくできない
- (2) 電力需給に余裕がある中で、なぜ原発が必要なのかといった意見をいただきました。

また、県議会におかれては、中国電力に対して安全確保のための継続的な取組みなどを求めた上で、申請を了承されました。

立地自治体の松江市は、7月5日、中国電力に対し、原子力規制委員会の審査に適確に対応することなどを求めた上で、審査を受けることについては認めると回答されました。

周辺自治体の出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市、境港市は、中国電力に対し、原子力規制委員会による審査の状況を丁寧に説明することや、防災対策に協力することなどを求めた上で、審査を受けることについては認めると回答されました。（出雲市が7月12日、安来市が6月26日、雲南市が7月27日、鳥取県・米子市・境港市が8月6日に回答）

国に対しては、先般、改めて原発について確認したところ、次のような見解を示されています。

- (1) 電力需給には余裕があるが、発電のほとんどは火力発電によるものであり、CO₂を大量に排出するなどの問題がある。
- (2) 他方、CO₂を排出しない太陽光発電等の再生可能エネルギーは、コストが高く供給が不安定であるなどの問題があり、多くの電力を賄うことは難しく、原発は一定割合を担う必要がある。

以上のような状況から、県としては、島根原発3号機については、当然ながら安全性は重要な課題であり、原子力規制委員会が、専門的な見地から厳格に審査を行う必要があると考えたところです。

こうしたことを踏まえ、県としては、中国電力が、原子力規制委員会の審査を受けるため、島根原発3号機の新規制基準適合性申請を行うことについて、了解することといたしました。

中国電力㈱への回答内容 (H30. 8. 9)

原子炉等規制法の改正に伴う島根原子力発電所3号機の新規制基準への適合性申請について(回答)

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定(以下「安全協定」という。)第6条第2項の規定に基づき、平成30年5月22日付け島原本広第122号で事前了解願いのあった島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性申請については、下記のとおり回答します。

記

1. 原子力規制委員会の審査を受けるため、島根原発3号機の新規制基準適合性申請を行うことについて、了解する。
2. 安全協定第6条第2項の規定に基づく最終的な了解については、原子力規制委員会による審査終了後、国から安全性や必要性、住民の避難対策等について説明を受けた後に判断する。
3. 別添1の諸事項について適切に対応していただくよう要請する。
4. 出雲市、安来市、雲南市並びに米子市及び境港市の意見を踏まえた鳥取県から、別添2の意見の提出があり、これを添付するので、適切に対応していただくよう要請する。

(別添1)

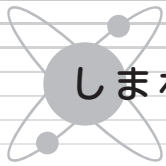
1. 原子力規制委員会の適合性審査については、審査の状況や安全対策の追加・変更等の状況を、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市(以下「関係自治体」という。)に対して適切に説明するとともに、引き続き、丁寧な情報提供を行うこと。
2. 地震・津波評価等については、常に最新の知見を取り入れ、安全対策に適切に反映すること。
3. シビアアクシデント対策については、その有効性や影響を考慮し、安全対策に適切に反映すること。
4. 安全対策については、施設・設備の整備だけでなく、組織・人員体制、手順、教育・訓練といった人的な面に関しても、充実・強化を図るよう適切な取組を継続して行うこと。その際、過去のトラブル等による教訓が発電所の安全を確保するための活動に継続的に反映されるよう、十分考慮すること。
5. 島根原子力発電所の引き続きの安全性向上のため、自主的かつ主体的に安全対策の実施に取り組むこと。
6. 原子力災害発生時における防災体制の構築に当たっては、緊急時、あるいは平常時を問わず、関係自治体と緊密な連携を図ること。
7. 関係自治体に対しては、それぞれ誠意を持った対応を行うこと。

原子力規制委員会への要請内容 (H30. 8. 22)

島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性申請について

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定(以下「安全協定」という。)第6条第2項に基づき、平成30年5月22日に中国電力㈱から本県に対して事前了解願いがありました島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性申請については、下記のとおりとします。

記



1. 本県は、中国電力㈱が、貴委員会の審査を受けるため、島根原発3号機の新規制基準適合性申請を行うことについて、了解しました。
2. 安全協定第6条第2項の規定に基づく最終的な了解については、貴委員会による審査終了後、貴委員会をはじめ、国の関係機関から安全性や必要性、住民の避難対策等について説明を受けた後に判断します。
3. 今回の中国電力㈱による貴委員会への申請の了解に当たって、貴委員会におかれては、別添の諸事項（別添1）について適切に対応いただきますようお願いいたします。
4. また、本県に対して出雲市、安来市、雲南市並びに米子市及び境港市の意見を踏まえた鳥取県から意見（別添2）の提出があり、これを添付しますので、適切に対応いただきますようお願いいたします。

（別添1）

1. 適合性審査に当たっては、現地調査を行うなどにより、島根原子力発電所の特性、立地、周辺状況を的確に把握した上で、住民の安全確保の観点から厳格に審査いただきたい。
2. 地震・津波評価等については、最新の知見も踏まえ、それに基づいた安全対策が適切に実施されているか、十分に審査いただきたい。
3. シビアアクシデント対策については、その有効性と影響が適切に考慮されているかも含め、十分に審査いただきたい。
4. 安全対策については、施設・設備面だけでなく、組織・人員体制、手順、教育・訓練といった人的な面についても、十分に審査いただきたい。
5. 福島第一原子力発電所の事故の原因究明や調査の進捗に応じ、新たに得られた知見や国内外の最新の知見については、その都度、必要に応じて規制基準に反映するなど、原子力規制のより一層の充実・強化に取り組んでいただきたい。
6. 審査の結果については、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市や、その住民に対して、丁寧な説明を行っていただきたい。
7. 原子力防災対策については、万が一の原子力災害に備えて、一般住民及び要支援者が迅速かつ安全に避難できるよう、国が前面に立って必要な取組を進めていただきたい。

経済産業省への要請内容（H30.8.22）

島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性申請について

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第6条第2項に基づき、平成30年5月22日に中国電力㈱から本県に対して事前了解願いがありましたが島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性申請については、下記のとおりとします。

記

1. 本県は、中国電力㈱が原子力規制委員会の審査を受けるため、島根原発3号機の新規制基準適合性申請を行うことについて、了解しました。
2. 安全協定第6条第2項の規定に基づく最終的な了解については、原子力規制委員会による審査終了後、貴省をはじめ、国の関係機関から安全性や必要性、住民の避難対策等につい

て説明を受けた後に判断します。

3. 今回の中国電力㈱による原子力規制委員会への申請の了解に当たって、貴省におかれては、別添の諸事項（別添1）について適切に対応いただきますよう要請します。
4. また、本県に対して出雲市、安来市、雲南市並びに米子市及び境港市の意見を踏まえた鳥取県から意見（別添2）の提出があり、これを添付しますので、適切に対応いただきますようお願いいたします。

（別添1）

1. 原子力発電の必要性や国のエネルギー政策等について、島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市や、その住民に対して、丁寧な説明を行っていただきたい。
2. 使用済燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、引き続き、使用済燃料の処理・処分などの核燃料サイクルの課題の解決に責任を持って取り組んでいただきたい。
3. 原子力発電所の放射性廃棄物の処分については、発生者責任の原則を基本としつつ、国としても、処分の円滑な実現に向け、取組を進めていただきたい。

内閣府への要請内容（H30.8.22）

島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性申請について

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）第6条第2項に基づき、平成30年5月22日に中国電力㈱から本県に対して事前了解願いがありました島根原子力発電所3号機の新規制基準適合性申請については、下記のとおりとします。

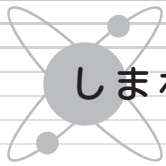
記

1. 本県は、中国電力㈱が原子力規制委員会の審査を受けるため、島根原発3号機の新規制基準適合性申請を行うことについて、了解しました。
2. 安全協定第6条第2項の規定に基づく最終的な了解については、原子力規制委員会による審査終了後、貴府をはじめ、国の関係機関から安全性や必要性、住民の避難対策等について説明を受けた後に判断します。
3. 今回の中国電力㈱による原子力規制委員会への申請の了解に当たって、貴府におかれては、別添の諸事項（別添1）について適切に対応いただきますよう要請します。
4. また、本県に対して出雲市、安来市、雲南市並びに米子市及び境港市の意見を踏まえた鳥取県から意見（別添2）の提出があり、これを添付しますので、適切に対応いただきますようお願いいたします。

（別添1）

1. 原子力防災対策については、万が一の原子力災害に備えて、一般住民及び要支援者が迅速かつ安全に避難できるよう、国が前面に立って必要な取組を進めていただきたい。
2. 原子力防災会議で了承された避難対策については、住民に対して丁寧な説明を行っていただきたい。

※ いずれも覚書に基づき周辺自治体の意見を添付（省略）



島根原子力発電所 1号機の最終了解時の回答文書等

中国電力への回答内容 (H29. 7. 11)

島根原子力発電所 1号機の廃止措置について (回答)

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定 (以下「安全協定」という。) 第6条第3項の規定に基づき、平成28年4月28日付け島原本広第79号で事前了解願いがあり、平成29年4月19日付け原規規発第17041912号で原子力規制委員会より認可された島根原子力発電所 1号機の廃止措置計画 (以下「計画」という。) については、下記のとおり回答します。

記

1. この計画に基づき、島根原子力発電所 1号機の廃止措置を実施することを了解する。
2. なお、今回の了解に当たっては、別添 1 の諸事項について適切に対応していただくよう要請する。
3. 出雲市、安来市、雲南市並びに米子市及び境港市の意見を踏まえた鳥取県から、別添 2 の意見の提出があり、これを添付するので、適切に対応していただくよう要請する。

(別添 1)

1. 住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、関係法令及び安全協定等を遵守し、廃止措置を適切に実施すること。
2. 島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市及び境港市 (以下「関係自治体」という。) などに対して、引き続き、丁寧な情報提供を行うこと。
3. 使用済燃料の全量搬出・譲渡しの適切な実施について、引き続き具体的な検討を進めること。
4. 廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物の確実な処分について、引き続き具体的な検討を進めること。
5. 地震等の自然災害や万が一の不測の事態への対応を含め、廃止措置の段階に応じた安全対策を確実に講じること。
6. 系統除染や設備の解体等、廃止措置の作業を進めるに当たっては、周辺環境への影響防止の観点から、放射性物質の漏えい防止対策に万全を期すこと。
7. 廃止措置に当たっての安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育及び訓練といった人的な対応に関しても、引き続き適切な取組を行うこと。
8. 原子力防災対策については、万が一の原子力災害に備えて、一般住民及び要支援者が迅速かつ安全に避難できるような対策を、関係自治体とよく連携して行うこと。
9. 地元企業への工事発注など、地域振興に特段の配慮をするとともに、その具体的な内容を明らかにすること。

原子力規制委員会への要請内容 (H29. 7. 14)

島根原子力発電所 1 号機の廃止措置について

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定第 6 条第 3 項に基づき、平成 28 年 4 月 28 日に中国電力(株)から本県に対して事前了解願いがありました島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画（以下「計画」という。）については、下記のとおりとします。

記

1. 本県は、中国電力(株)が、貴委員会が認可した計画に基づき廃止措置を実施することを了解しました。
2. 今後、中国電力(株)が、廃止措置を実施するに当たって、貴委員会におかれては、別添の諸事項（別添 1）について適切に対応いただきますよう要請します。
3. また、本県に対して出雲市、安来市、雲南市から意見（別添 2）の提出があり、これを添付しますので、適切に対応いただきますようお願いいたします。

(別添 1)

1. 廃止措置の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全の観点から厳格に確認を行っていただきたい。
2. 廃止措置中の適切な使用済燃料の管理や譲渡し、廃止措置に伴い発生する放射性廃棄物等の管理や処分が適切に行われるよう、厳格に確認を行っていただきたい。
3. 放射性廃棄物の規制基準を早急に確立していただきたい。
4. 廃止措置の実施に当たっての安全対策については、設備面での対応だけでなく、組織・人員体制、教育及び訓練といった人的な対応についても厳格に確認を行っていただきたい。
5. 原子力防災対策については、万が一の原子力災害に備えて、一般住民及び要支援者が迅速かつ安全に避難できるような対策を、国が前面に立って調整・支援していただきたい。

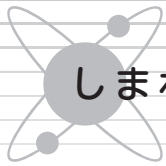
経産省への要請内容 (H29. 7. 14)

島根原子力発電所 1 号機の廃止措置について

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定第 6 条第 3 項に基づき、平成 28 年 4 月 28 日に中国電力(株)から本県に対して事前了解願いがありました島根原子力発電所 1 号機の廃止措置計画（以下「計画」という。）については、下記のとおりとします。

記

1. 本県は、中国電力(株)が、原子力規制委員会により認可された計画に基づき廃止措置を実施することを了解しました。



2. 今後、中国電力㈱が、廃止措置を実施するに当たって、廃止措置に関しては、使用済燃料の再処理等の課題があることから、貴省におかれては別添の諸事項（別添1）について適切に対応いただきますよう要請します。
3. また、本県に対して出雲市、安来市、雲南市から意見（別添2）の提出があり、これを添付しますので、適切に対応いただきますようお願いいたします。

（別添1）

1. 使用済燃料の搬出や譲渡しが確実に行われるよう、引き続き、使用済燃料の再処理等に国が前面に立って取り組んでいただきたい。
2. 原子力発電所の放射性廃棄物の処分については、発生者責任の原則を基本としつつ、国としても、処分の円滑な実現に向け、取組を進めていただきたい。
3. 原子力発電所については、廃止が決定された後も関係自治体においては、原子力安全・防災対策などのために財政負担が引き続き生じること、また、経済、雇用、財政等への影響への考慮が必要であることから、電源三法交付金・補助金については、原子力発電所の撤去完了までを見据えた制度にしていきたい。

内閣府への要請内容（H29.7.14）

島根原子力発電所1号機の廃止措置について

島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定第6条第3項に基づき、平成28年4月28日に中国電力㈱から本県に対して事前了解願いがありました島根原子力発電所1号機の廃止措置計画（以下「計画」という。）については、下記のとおりとします。

記

1. 本県は、中国電力㈱が、原子力規制委員会により認可された計画に基づき廃止措置を実施することを了解しました。
2. 今後、中国電力㈱が、廃止措置を実施するに当たって、廃止措置に関しては、原子力防災対策の課題があることから、貴府におかれては別添の諸事項（別添1）について適切に対応いただきますよう要請します。
3. また、本県に対して出雲市、安来市、雲南市から意見（別添2）の提出があり、これを添付しますので、適切に対応いただきますようお願いいたします。

（別添1）

原子力防災対策については、万が一の原子力災害に備えて、一般住民及び要支援者が迅速かつ安全に避難できるような対策を、引き続き国が前面に立って調整・支援していただきたい。

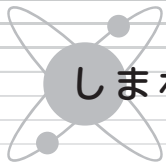
※ いずれも覚書に基づき周辺自治体の意見を添付（省略）

新規制基準適合性に係る審査内容の確認状況

平成31年2月末現在

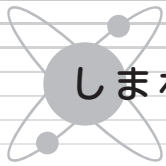
(1) 島根原子力発電所2号機

審査会合 開催日	議 題	中電説明会 開催日(※1)	顧問会議 開催日(※2)
H26. 1. 16	新規制基準適合性確認申請の概要	H26. 2. 6	H26. 5. 28
H26. 1. 28	上記申請内容に係る主要な論点		H26. 6. 5
H26. 2. 20	(地) 敷地周辺陸域の活断層評価	H26. 3. 10	
H26. 3. 19	(地) 敷地周辺海域の活断層評価	H26. 4. 21	
H26. 4. 9	(地) 敷地周辺海域の活断層評価		
H26. 4. 16	(地) 地下構造評価		
H26. 5. 1	(地) 敷地周辺陸域及び敷地周辺海域の活断層評価	H26. 5. 16	
H26. 6. 27	(地) 震源を特定せず策定する地震動	H26. 7. 1	
H26. 7. 22	(プ) 確率論的リスク評価 (P R A)	H26. 8. 12	H26. 11. 13
H26. 8. 5	(プ) 静的機器の単一故障に係る設計		
H26. 8. 28	(プ) フィルタベント	H26. 9. 12	
H26. 9. 5	(地) 地下構造評価		
H26. 9. 11	(プ) フィルタベント		
H26. 9. 3	(プ) 確率論的リスク評価 (P R A)	H26. 10. 31	
H26. 10. 2	(プ) 事故シーケンスの選定		
H26. 10. 14	(プ) 重大事故等対策の有効性評価		
H26. 10. 16	(プ) 重大事故等対策の有効性評価		
H26. 10. 23	(プ) 外部火災の影響評価		
H26. 10. 30	(プ) 内部溢水の影響評価		
H26. 11. 6	(プ) 外部火災の影響評価	H26. 11. 26	
H26. 11. 13	(プ) 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルート		H27. 3. 11 H27. 3. 12
H26. 11. 20	(プ) 重大事故等対策の有効性評価		
H26. 11. 21	(地) 地下構造評価		
H26. 12. 4	(プ) 内部火災の影響評価	H26. 12. 25	
H26. 12. 9	(プ) 重大事故等対策の有効性評価		
H26. 12. 19	(プ) 現地調査		
H27. 1. 15	(プ) 重大事故等対策の有効性評価	H27. 2. 12	
H27. 1. 16	(地) 敷地周辺陸域の活断層評価		
H27. 1. 27	(プ) 重大事故等対策の有効性評価		
H27. 2. 3	(プ) 竜巻影響評価		
H27. 2. 5	(地) 現地調査 (宍道断層端部付近、敷地地質)		
H27. 2. 6	(地) 現地調査 (宍道断層端部付近、敷地地質)		
H27. 2. 10	(プ) 緊急時対策所		



審査会合 開催日	議 題	中電説明会 開催日(※1)	顧問会議 開催日(※2)
H27. 2. 19	(プ) 誤操作防止、安全避難通路、安全保護回路	H27. 3. 16	
H27. 2. 24	(プ) 原子炉冷却材圧力バウンダリ		
H27. 2. 26	(プ) フィルタベント		
H27. 3. 3	(プ) 重大事故対策の有効性評価		
H27. 3. 5	(プ) 静的機器の単一故障に係る設計		
H27. 3. 6	(地) 地下構造評価		
H27. 3. 17	(プ) 重大事故等対策の有効性評価	H27. 4. 17	H27. 7. 14
H27. 3. 19	(プ) 外部火災の影響評価		H27. 7. 22
H27. 3. 24	(プ) 通信連絡設備		
H27. 3. 31	(プ) 竜巻影響評価		
H27. 4. 2	(プ) 監視設備及び監視測定設備		
H27. 4. 7	(プ) フィルタベント		
H27. 4. 9	(プ) 竜巻影響評価		
H27. 4. 21	(プ) 共用に関する設計上の考慮	H27. 5. 29	
H27. 4. 24	(地) 敷地の地質・地質構造		
H27. 5. 12	(プ) シビアアクシデント解析コード		
H27. 5. 15	(地) 敷地周辺海域の活断層評価		
H27. 5. 21	(プ) 内部溢水の影響評価		
H27. 5. 28	(プ) フィルタベント		
H27. 6. 2	(プ) 誤操作防止、安全避難通路、安全保護回路	H27. 7. 10	
H27. 6. 9	(プ) シビアアクシデント解析コード		
H27. 6. 11	(プ) 中央制御室等		
H27. 6. 12	(地) 火山影響評価		
H27. 6. 19	(地) 敷地周辺陸域の活断層評価		
H27. 6. 23	(プ) シビアアクシデント解析コード		
H27. 6. 30	(プ) 確率論的リスク評価 (P R A)		
H27. 7. 2	(プ) 確率論的リスク評価 (P R A)		
H27. 7. 9	(プ) 審査の進め方、外部事象の考慮		
H27. 7. 14	(プ) 事故シーケンスの選定	H27. 9. 3	H27. 11. 19
H27. 7. 16	(プ) 事故シーケンスの選定		
H27. 7. 21	(プ) フィルタベント		
H27. 7. 28	(プ) 火災防護		
H27. 7. 31	(地) 敷地周辺陸域及び敷地周辺海域の活断層評価		
H27. 8. 4	(プ) 水素爆発による原子炉建屋等の損傷を防止するための設備		
H27. 8. 6	(プ) 審査の進め方、火災防護		
H27. 9. 9	(地) 敷地周辺陸域の活断層評価	H27. 12. 22	

審査会合 開催日	議 題	中電説明会 開催日(※1)	顧問会議 開催日(※2)
H27. 10. 15	(プ) シビアアクシデント解析コード		
H27. 10. 29	(地) 現地調査 (宍道断層端部付近)		
H27. 10. 30	(地) 現地調査 (宍道断層端部付近)		
H27. 11. 20	(地) 敷地周辺海域の活断層評価 (国交省調査報告書を踏まえた活断層評価)		H28. 5. 20
H27. 12. 16	(地) 敷地周辺陸域の活断層評価		
H28. 1. 15	(地) 敷地の地質・地質構造	H28. 1. 28	
H28. 1. 29	(地) 敷地周辺陸域の活断層評価	H28. 4. 21	
H28. 3. 31	(プ) 審査の進め方		
H28. 4. 21	(プ) 審査の論点及び審査の進め方	H28. 7. 22	
H28. 4. 28	(地) 火山影響評価		
H28. 5. 13	(地) 震源を特定して策定する地震動		
H28. 5. 26	(プ) 耐震重要度分類の変更		H28. 10. 24
H28. 7. 12	(プ) 耐震重要度分類の変更、重大事故等対策の有効性評価		H28. 10. 25
H28. 8. 25	(プ) 重大事故等対策の有効性評価	H28. 9. 27	
H28. 9. 15	(プ) 重大事故等対策の有効性評価		
H28. 11. 11	(地) 震源を特定して策定する地震動	H29. 1. 25	H29. 10. 12
H28. 11. 17	(プ) 耐震設計の論点		H29. 10. 13
H28. 12. 16	(地) 基準津波の策定		
H29. 2. 17	(地) 震源を特定して策定する地震動	H29. 7. 13	
H29. 6. 9	(地) 震源を特定して策定する地震動		
H29. 7. 28	(地) 震源を特定して策定する地震動	H30. 2. 20	
H29. 9. 29	(地) 震源を特定して策定する地震動		
H29. 10. 27	(地) 震源を特定して策定する地震動		H30. 3. 14
H29. 12. 1	(地) 震源を特定して策定する地震動		
H30. 2. 2	(地) 基準地震動の策定		
H30. 2. 16	(地) 基準地震動の策定		
H30. 4. 6	(地) 基準津波の策定	H30. 11. 1	H30. 11. 7
H30. 4. 27	(地) 基準地震動の年超過確率の参照		
H30. 5. 25	(地) 基準津波の策定		
H30. 6. 1	(地) 基準地震動の年超過確率の参照		
H30. 7. 20	(地) 基準津波の策定		
H30. 9. 28	(地) 基準津波の策定		
H30. 11. 15	(プ) 現地調査		
H30. 12. 14	(地) 基準津波に伴う砂移動評価、基準津波の年超過確率の参照		



審査会合 開催日	議 題	中電説明会 開催日(※1)	顧問会議 開催日(※2)
H30. 12. 18	(プ) 補足説明資料(まとめ資料)における追而		
H31. 1. 18	(地) 基準津波の年超過確率の参照		
H31. 2. 5	(プ) 不法侵入防止、冷却材圧力バウンダリ、誤操作防止、安全避難通路、全交流動力電源喪失対策設備、安全保護回路等		
H31. 2. 26	(プ) 耐津波設計方針		

(2) 島根原子力発電所2号機の特定重大事故等対処施設等

審査会合 開催日	議 題	中電説明会 開催日(※1)	顧問会議 開催日(※2)
H28. 9. 13	新規制基準適合性確認申請の概要	H28. 9. 27	H28. 10. 24

(3) 島根原子力発電所3号機

審査会合 開催日	議 題	中電説明会 開催日(※1)	顧問会議 開催日(※2)
H30. 9. 4	新規制基準適合性確認申請の概要	H30. 11. 1	H30. 11. 7
H30. 11. 16	(プ) 現地調査		

※1 中国電力(株)主催の自治体向け審査状況等説明会

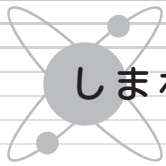
※2 島根県原子力安全顧問会議(日付が2つ記載してある場合は、関東、関西の2地区で開催)

(地) : 地震・津波等関係、(プ) : プラント関係

異常時における連絡(安全協定第10条)に該当するもの

平成31年2月末現在

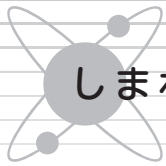
発生年月日	プラント名	トラブル内容	INES評価結果※1
S51. 8. 27	1号機	蒸気タービン主蒸気止め弁閉止テスト中、主蒸気止め弁のテスト用電磁弁が誤作動したため原子炉自動停止。	
S52. 3. 1	1号機	定期検査中、制御棒駆動水戻りノズル部のひびを発見。	
S54. 7. 28	1号機	定期試験時、制御棒駆動水圧系常駆動電磁弁不調による制御棒1本全挿入。	
S56. 6. 16	1号機	調整運転中、原子炉冷却材浄化系A-再生熱交換機保温材からの水漏れを発見、調査のため原子炉を手動停止。	
S56. 12. 7	1号機	中間停止中、制御棒駆動水圧系引抜配管に損傷を発見。	
S60. 9. 12	1号機	定格出力運転中、落雷により送電線がトリップし、原子炉自動停止。	
S62. 8. 12	1号機	定格出力運転中、送電線への落雷により、タービン自動停止。引き続き、原子炉自動停止。	
S63. 7. 11	2号機	試運転時における出力上昇中、保護継電器の動作により発電機、タービンが停止。	
S63. 11. 13	1号機	調整運転における出力上昇中、タービン軸振動の増加傾向が認められたため、タービン発電機を手動停止。	
H1. 4. 10	2号機	定格出力運転中、原子炉再循環ポンプAの回転数が低下したため、原子炉手動停止。原因は、原子炉再循環流量制御系の1つのリレーに接触不良が生じたことによる。	
H1. 9. 6	1号機	定格出力運転中、原子炉再循環ポンプBの振動大の警報が発生したため、原子炉手動停止。原因は、振動検出器の動作部に異物が付着し、検出感度に変化して誤作動したため。	
H2. 11. 19	2号機	定格出力運転中、原子炉再循環ポンプBの電動機潤滑油位が低下したため原子炉手動停止。	
H2. 12. 4	2号機	12月1日原子炉起動し、発電再開の準備を行っていたところ、設定値より低い主蒸気圧力において原子炉モードスイッチを「起動」から「運転」に切り替えたため、主蒸気隔離弁閉の信号により原子炉が自動停止。	
H4. 2. 20	1号機	定格出力運転中、「中性子束異常高」の誤信号により原子炉自動停止。調査の結果、落雷の影響により中性子束を計測する電気回路に誤信号が発生したものと判明。	



しまねの原子力

発生年月日	プラント名	トラブル内容	INES評価結果※1
H5. 1. 18	2号機	定格出力運転中、原子炉再循環ポンプAの軸封部（メカニカルシール）に機能低下が認められた。このため、当該軸封部を取り替えることとし、原子炉を手動停止。	評価尺度0-
H5. 2. 4	1号機	定格運転中、原子炉格納容器の格納容器冷却機ドレン量に増加が認められたため、原子炉手動停止。調査の結果、原子炉圧力容器ベント配管に設置されている弁のグランドパッキンの締付け不十分であったため、当該箇所から蒸気漏洩したものと判明。	評価尺度0-
H7. 1. 30	2号機	定格出力運転中、「スクラム排出容器水位異常高」の発信により、原子炉自動停止。	評価尺度1
H12. 6. 14	その他	サイトバンカ建物焼却設備投入機温度高警報が発生し、消防署に通報。調査の結果、建物内の火災ではなく、焼却設備投入機内での一時的な発煙。	-
H13. 4. 18	2号機	定格運転中、タービン建物3階に仮設した作業用ハウス内で、島根1号機シュラウド取替工事で使用した機材の切断中に、ハウスの換気用に設置した局所排風機から発煙を発見し、直ちに消火。	-
H15. 12. 2	1号機	原子炉建屋5階で原子炉格納容器上蓋取り付け作業に従事していた作業員1名にわずかな放射性物質の内部摂取が発生。	-
H16. 1. 28	2号機	原子炉給水ポンプB号機駆動用タービンの蒸気加減弁を制御する装置が要求信号に追従していなかったことから、予備機に切り替え。	-
H16. 3. 17	2号機	原子炉格納容器内ドライウエル冷却機凝縮水量及び床ドレン量増加に伴う原子炉手動停止。	評価尺度0+
H16. 8. 9	2号機	廃棄物処理建屋3階ランドリー室の火災警報機が作動し、自衛消防隊による消火活動を行い、消防署により鎮火が確認された。	-
H17. 3. 25	2号機	定格出力運転中、原子炉再循環ポンプメカニカルシール機能低下に関するパラメータの変化を確認した。このため、メカニカルシールを取り替えることとし、原子炉を手動停止。	-
H17. 4. 2	2号機	出力上昇中、制御棒パターン調整のため出力降下を行ったところ、主蒸気逃がし安全弁の排気管温度が上昇（約110度で安定）。このため、当該安全弁の調整作業を行うこととし、発電機出力を64万kWから47万kWまで降下。	-

発生年月日	プラント名	トラブル内容	INES評価結果※1
H17. 6. 18	2号機	定格出力運転中、原子炉再循環ポンプBのメカニカルシール機能低下に関するパラメータの変化を確認したため、監視をしていたが、回復傾向が認められないことから、当該メカニカルシール取替のため発電を停止した。	-
H17. 7. 6	1号機	調整運転中、ドライウエル真空破壊弁のうち1弁の全閉ランプの消灯を確認し、原子炉手動停止。	評価尺度0-
H18. 10. 13	1号機	定期検査中に復水貯蔵タンク側面のタンク水位計配管取り付け部に腐食により技術基準における必要な厚さを下回っている部位を確認。	評価尺度0-
H18. 11. 9	1号機	定期検査中に復水フィルタ出口ヘッダー配管と復水フィルタ出口配管との接合部にエロージョン・コロージョンにより技術基準における必要な厚さを下回っている部位を確認。	評価尺度0-
H19. 11. 21	1号機	定期検査に先立って燃料取替装置の点検を実施するために燃料取替装置を移動したところ、燃料つかみ部が燃料プールの手すりに接触して変形。	(評価対象外)
H20. 7. 11	1号機	運転中に実施する定期試験中、高圧注水ポンプを起動したところ、高圧注水系駆動用タービンが自動停止(その後、高圧注水ポンプを再起動したところ、正常に運転できることを確認)。	-
H20. 7. 12	1号機	原子炉隔離時冷却系において、蒸気管破断の信号が発生。現場確認を行い、蒸気管破断の無いことを確認したが、当該系統が起動できない状態であったため、運転上の制限を満足しないと判断。	-
H20. 8. 3	1号機	定期試験のため高圧注水ポンプを起動したところ、高圧注水系駆動用タービンが自動停止。	評価尺度0+
H21. 2. 17	3号機	建設工事エリアにおいて、溶接作業を行っていたところ、火花が機器の保護シートに引火。	-
H21. 3. 26	1号機	定期試験時、制御棒緊急挿入用電磁弁の電源端子接触不良のため、制御棒1本が全挿入。	評価尺度0-
H21. 6. 25	3号機	建設工事エリアにおいて、作業員が溶剤を運搬中、容器を転倒させたため、溶剤の一部が溶接作業エリアに滴下し、一瞬、炎と煙が発生。	-
H22. 3. 31	1号機	1, 2号機の点検計画表と点検実績の不整合が確認され、点検の未実施件数が多数にのぼっていることから、これらの点検を行うため、原子炉を手動停止。	-
H22. 6. 14	3号機	工事現場屋外の金属製のゴミ収集箱からの発煙。原因は収集箱内の塗料等が付着したウェスの自然発火によるものと推定。	-



発生年月日	プラント名	トラブル内容	INES評価結果※1
H27. 6. 6	その他	防波壁東扉付近に駐車中の散水車に搭載している給排水ポンプ付近から発煙。原因は雨水等の侵入による内部回路のショート（短絡）と推定。	-
H28. 12. 8	2号機	中央制御室空調換気系ダクトの点検（点検のための保温材取り外し）を行っていたところ、当該ダクトに腐食孔（横約100センチ、縦約30センチ）があることを確認。	評価尺度 1

※1 国際原子力評価尺度（INES）による評価結果（平成4年8月1日より運用開始）

※2 「-」は法律に基づく報告ではないため、INESによる評価は行われていない

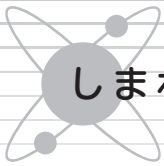
保安規定における運転上の制限を満足しない場合の連絡(安全協定第9条)に該当するもの

発生年月日	プラント名	トラブル内容
H14. 5. 24	2号機	定格出力運転中、非常用ディーゼル発電機手動起動試験において、ディーゼル発電機を待機除外にしたところ、ディーゼルトリップおよび過速度の警報が発報したため、運転上の制限を満足しないと判断。
H15. 6. 26	1号機	非常用ディーゼル発電機停止用電磁弁本体付近及び同弁の排気側から空気漏れを確認したため、運転上の制限を満足しないと判断。
H18. 2. 28	2号機	原子炉の冷却操作を実施中、非常用炉心冷却系起動用原子炉水位計の異常を示す警報が発生したため、運転上の制限を満足しないと判断。
H20. 4. 17	1号機	定期検査中、原子炉を起動したところ、格納容器放射線高の警報が発生したので、原子炉格納容器線量当量率計を確認したところ、指示値が安定していなかったため、運転上の制限を満足していないと判断。
H20. 4. 18	1号機	定期検査中、起動試験を行っていたところ、格納容器放射線高の警報が発生した。関連する運転データを確認した結果、原子炉格納容器線量当量率計の動作不良と判断し、運転上の制限を満足しないと判断。
H20. 9. 7	2号機	定期検査のため、原子炉を停止し、原子炉冷却操作中（高温停止状態）に、主蒸気管モニタの警報が発生したため、運転上の制限を満足していないと判断。
H24. 1. 27	2号機	定期検査中、原子炉冷却操作を行っていたところ、原子炉内の中性子源領域計装の検出器4チャンネルのうち3チャンネルが動作不能となったため、運転上の制限を満足しないと判断。

全国の原子力発電所の状況

平成31年2月末現在

	所在 道県	電力会社	発電所	炉型	出力	経過 年数	稼働	許可済	申請中	未申請	廃止	建設中 再掲	ブル対象
1	北海道	北海道電力	泊1号	PWR	57.9	29			○				
2			泊2号	PWR	57.9	27			○				
3			泊3号	PWR	91.2	9			○				○
4	青森県	電源開発	大間	ABWR	138.3	未			○			○	○
5		東北電力	東通1号	BWR	110.0	13			○				
6		東京電力	東通	ABWR	138.5	未				○		○	
7	宮城県	東北電力	女川1号	BWR	52.4	34					○		
8			女川2号	BWR	82.5	23			○				
9			女川3号	BWR	82.5	17				○			○
10	茨城県	日本原電	東海第二	BWR	110.0	40		○					○
11			東海	ガス炉	17.0						○		
12	新潟県	東京電力	柏崎刈羽1号	BWR	110.0	33				○			
13			柏崎刈羽2号	BWR	110.0	28				○			
14			柏崎刈羽3号	BWR	110.0	25				○			○
15			柏崎刈羽4号	BWR	110.0	24				○			
16			柏崎刈羽5号	BWR	110.0	28				○			
17			柏崎刈羽6号	ABWR	135.6	22		○					
18			柏崎刈羽7号	ABWR	135.6	21		○					
19	石川県	北陸電力	志賀1号	BWR	54.0	25				○			○
20			志賀2号	ABWR	120.6	12			○				
21	福井県	日本原電	敦賀1号	BWR	35.7						○		
22			敦賀2号	PWR	116.0	31			○				○
23		関西電力	美浜1号	PWR	34.0						○		
24			美浜2号	PWR	50.0						○		
25			美浜3号	PWR	82.6	42		○					
26			大飯1号	PWR	117.5						○		
27			大飯2号	PWR	117.5						○		
28			大飯3号	PWR	118.0	27	○						
29			大飯4号	PWR	118.0	26	○						
30			高浜1号	PWR	82.6	44		○					
31			高浜2号	PWR	82.6	43		○					
32			高浜3号	PWR	87.0	34	○						○
33			高浜4号	PWR	87.0	33	○						○
34	静岡県	中部電力	浜岡1号	BWR	54.0						○		
35			浜岡2号	BWR	84.0						○		
36			浜岡3号	BWR	110.0	31			○				
37			浜岡4号	BWR	113.7	25			○				○
38			浜岡5号	ABWR	126.7	14				○			
39	島根県	中国電力	島根1号	BWR	46.0						○		
40			島根2号	BWR	82.0	30			○				○
41			島根3号	ABWR	137.3	未			○			○	
42	愛媛県	四国電力	伊方1号	PWR	56.6						○		
43			伊方2号	PWR	56.6						○		
44			伊方3号	PWR	89.0	24	○						○
45	佐賀県	九州電力	玄海1号	PWR	55.9						○		
46			玄海2号	PWR	55.9						○		
47			玄海3号	PWR	118.0	24	○						○
48			玄海4号	PWR	118.0	21	○						
49	鹿児島県	九州電力	川内1号	PWR	89.0	34	○						
50			川内2号	PWR	89.0	33	○						
50							9	6	12	9	14	3	
51	福島県	東京電力	福島第一1号	BWR	46.0						○		
52			福島第一2号	BWR	78.4						○		
53			福島第一3号	BWR	78.4						○		
54			福島第一4号	BWR	78.4						○		
55			福島第一5号	BWR	78.4						○		
56			福島第一6号	BWR	110.0						○		
57			福島第二1号	BWR	110.0						○		
58			福島第二2号	BWR	110.0						○		
59			福島第二3号	BWR	110.0						○		
60			福島第二4号	BWR	110.0						○		
10							0	0	0	0	10	0	
60							9	6	12	9	24	3	



しまねの原子力

原子力発電所の現状

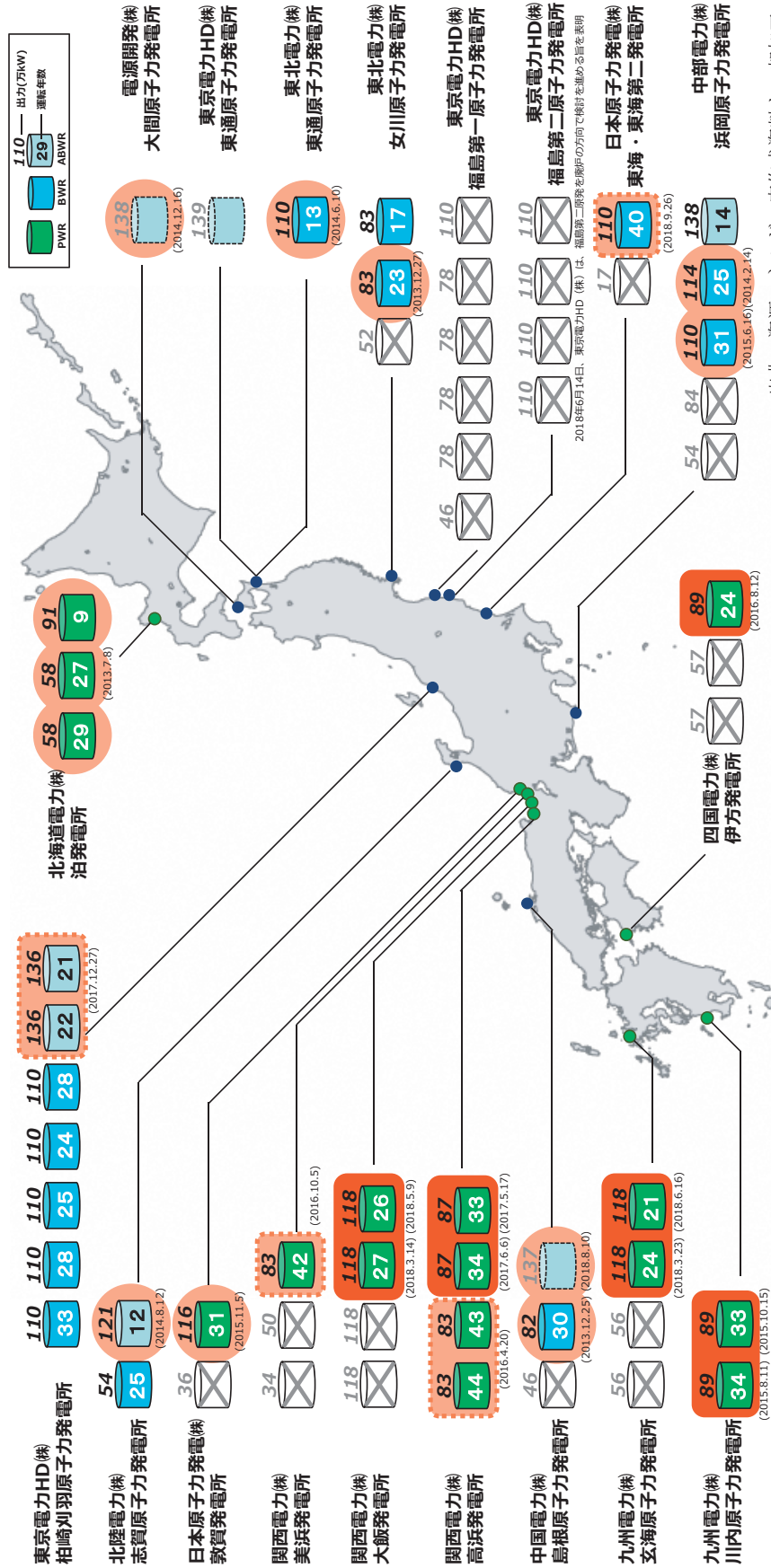
2019年2月13日時点

廃炉
決定済・検討中
24基

新規基準
審査中
12基
(申請日)

設置変更許可
6基
(許可日)

再稼働
9基
稼働中 9基、停止中 0基 (起動日)



出典：資源エネルギー庁作成資料を一部加工

島根原子力発電所の運転管理状況

施設定期検査実績

1号機（運転中）

平成31年2月末現在

回	項目	施設定期検査期間	発電停止日数	施設定期検査延べ日数
第1回		昭和50年2月16日～5月14日	65日	88日
第2回		昭和51年2月14日～5月11日	76日	88日
第3回		昭和52年1月9日～7月13日	170日	186日
第4回		昭和53年2月4日～5月19日	89日	105日
第5回		昭和54年2月3日～6月20日	92日	138日
第6回		昭和55年3月2日～6月17日	90日	108日
第7回		昭和56年2月14日～7月14日	131日	151日
第8回		昭和57年5月22日～10月21日	137日	153日
第9回		昭和58年8月31日～昭和59年1月10日	105日	133日
第10回		昭和59年10月1日～昭和60年1月10日	79日	102日
第11回		昭和61年1月9日～7月2日	162日	175日
第12回		昭和62年5月7日～7月31日	75日	86日
第13回		昭和63年6月25日～11月29日	142日	158日
第14回		平成元年9月8日～平成2年1月24日	124日	139日
第15回		平成3年1月29日～4月25日	70日	87日
第16回		平成4年4月2日～8月7日	98日	128日
第17回		平成5年9月6日～平成6年1月20日	107日	137日
第18回		平成6年10月8日～平成7年4月19日	166日	194日
第19回		平成8年2月8日～8月7日	153日	182日
第20回		平成9年9月6日～12月24日	82日	110日
第21回		平成11年1月19日～3月30日	46日	71日
第22回 ^{*1}		平成12年5月11日～平成12年4月27日	330日	352日
第23回		平成14年5月25日～7月13日	43日	68日
第24回		平成15年9月17日～平成16年1月22日	105日	128日
第25回		平成17年2月20日～8月10日	137日	172日
第26回		平成18年9月9日～平成19年4月27日	186日	231日
第27回		平成19年12月5日～平成20年5月14日	138日	162日
第28回		平成21年5月7日～10月9日	130日	156日
第29回		平成22年11月8日～平成29年4月19日 ^{*2}	2,355日	2,355日

※1 シュラウド取替工事を実施 ※2 廃止措置計画の認可に伴い検査終了

1号機（廃止措置中）

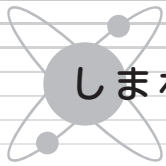
回	項目	施設定期検査期間	施設定期検査延べ日数
第1回		平成30年1月18日～5月25日	128日
第2回		平成31年2月22日～検査中 ^{*3}	—

※3 平成31年6月21日終了予定

2号機

回	項目	施設定期検査期間	発電停止日数	施設定期検査延べ日数
第1回		平成2年2月5日～5月10日	73日	95日
第2回		平成3年5月7日～8月8日	70日	94日
第3回		平成4年9月7日～12月17日	73日	102日
第4回		平成6年1月12日～4月21日	71日	100日
第5回		平成7年4月27日～8月7日	75日	103日
第6回		平成8年9月6日～12月6日	64日	92日
第7回		平成10年1月5日～3月23日	49日	78日
第8回		平成11年5月11日～8月3日	60日	85日
第9回		平成12年9月17日～11月21日	43日	66日
第10回		平成14年1月8日～3月19日	45日	71日
第11回		平成15年4月15日～8月26日	109日	134日
第12回		平成16年9月7日～平成17年3月3日	153日	178日
第13回		平成18年2月28日～6月28日	96日	121日
第14回		平成19年5月8日～8月10日	76日	95日
第15回		平成20年9月7日～平成21年4月17日	199日	223日
第16回		平成22年3月18日～12月28日	264日	286日
第17回		平成24年1月27日～検査中 ^{*4}	—	—

※4 検査終了時期未定



しまねの原子力

放射性廃棄物の放出実績

(単位：Bq)

年度	放射性気体廃棄物						放射性液体廃棄物	
	放射性希ガス	放射性ヨウ素 (ヨウ素131)	トリチウム	全粒子状物質			トリチウム を除く	トリチウム
				ガンマ線 放出核種	ストロンチウム89 ストロンチウム90	全アルファ 放射能		
平成8年度	ND ^{※1}	ND ^{※2}	8.7×10 ¹¹	ND	ND	ND	ND ^{※3}	1.2×10 ¹²
平成9年度	〃	〃	7.7×10 ¹¹	4.3×10 ⁵	〃	〃	〃	7.2×10 ¹¹
平成10年度	〃	〃	7.2×10 ¹¹	ND	〃	〃	〃	3.1×10 ¹¹
平成11年度	〃	〃	4.4×10 ¹¹	〃	〃	〃	〃	3.7×10 ¹¹
平成12年度	〃	〃	3.7×10 ¹¹	〃	〃	〃	〃	6.0×10 ¹¹
平成13年度	〃	〃	4.0×10 ¹¹	〃	〃	〃	〃	5.2×10 ¹¹
平成14年度	〃	〃	4.1×10 ¹¹	〃	〃	〃	〃	3.6×10 ¹¹
平成15年度	〃	〃	1.7×10 ¹¹	7.3×10 ⁴	〃	〃	〃	5.2×10 ¹¹
平成16年度	〃	〃	5.5×10 ¹¹	ND	〃	〃	〃	6.3×10 ¹¹
平成17年度	〃	〃	3.0×10 ¹¹	〃	〃	〃	〃	6.3×10 ¹¹
平成18年度	〃	〃	3.8×10 ¹¹	〃	〃	〃	〃	3.0×10 ¹¹
平成19年度	〃	〃	3.1×10 ¹¹	3.0×10 ⁵	〃	〃	〃	6.6×10 ¹¹
平成20年度	〃	〃	3.3×10 ¹¹	ND	〃	〃	〃	2.8×10 ¹¹
平成21年度	〃	〃	2.9×10 ¹¹	〃	〃	〃	〃	2.2×10 ¹¹
平成22年度	〃	〃	2.6×10 ¹¹	〃	〃	〃	〃	2.3×10 ¹¹
平成23年度	〃	2.5×10 ^{6※4}	2.5×10 ¹¹	〃	〃	〃	〃	3.4×10 ¹¹
平成24年度	〃	ND	2.0×10 ¹¹	〃	〃	〃	〃	1.5×10 ¹¹
平成25年度	〃	〃	1.6×10 ¹¹	〃	〃	〃	〃	1.5×10 ¹¹
平成26年度	〃	〃	6.6×10 ¹⁰	〃	〃	〃	〃	1.5×10 ¹¹
平成27年度	〃	〃	6.1×10 ¹⁰	〃	〃	〃	〃	4.5×10 ¹⁰
平成28年度	〃	〃	5.1×10 ¹⁰	〃	〃	〃	〃	2.4×10 ¹⁰
平成29年度	〃	〃	5.3×10 ¹⁰	〃	〃	〃	〃	1.5×10 ¹⁰
年間放出 管理目標値	4.0×10 ¹⁴	2.2×10 ¹⁰					4.9×10 ¹⁰	4.9×10 ^{12※5}
(参考) ^{※6} ～平成16年	2.5×10 ¹⁵	1.3×10 ¹¹					7.4×10 ¹⁰	7.4×10 ¹²
～平成28年	8.4×10 ¹⁴	4.3×10 ¹⁰					〃	〃

- ※1 検出限界濃度未満 (放射性希ガスの検出限界濃度：約 2×10⁻² (Bq/cm³) 以下)
- ※2 検出限界濃度未満 (放射性ヨウ素の検出限界濃度：約 7×10⁻⁹ (Bq/cm³) 以下)
- ※3 検出限界濃度未満 (放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く) の検出限界濃度：約 2×10⁻² (Bq/cm³) 以下 (60Coで代表))
- ※4 福島第一原子力発電所における事故の影響によるものと推測される。
- ※5 年間放出管理の基準値を示す。
- ※6 過去の年間放出管理目標値を示す。
過去の実績に照らし合わせ、平成17年に放射性気体廃棄物の放出管理目標値が見直された。
また1号機廃止措置計画認可のため、平成29年に放射性気体廃棄物、放射性液体廃棄物の放出管理目標値が見直された。

放射性固体廃棄物の管理状況

年度	ドラム缶 ^{※1}				その他の種類 ^{※2}		
	発生量 (本)	減容量(本) ^{※3}	発電所外 搬出 ^{※4}	累積保管量 (本)	発生量 (本相当)	減容量 (本相当)	累積保管量 (本相当)
平成8年度	2,090	770	1,600	23,443	517	18	4,742
平成9年度	1,156	1,073	1,600	21,926	674	265	5,151
平成10年度	888	476	1,600	20,738	154	355	4,950
平成11年度	1,504	657	1,080	20,505	153	100	5,003
平成12年度	3,286	1,210	0	22,581	813	94	5,722
平成13年度	1,359	737	0	23,203	411	30	6,103
平成14年度	1,718	3,055	0	21,866	77	88	6,092
平成15年度	4,326	3,513	0	22,679	108	72	6,128
平成16年度	3,891	3,053	888	22,629	184	356	5,956
平成17年度	2,344	2,471	1,280	21,222	330	562	5,724
平成18年度	4,154	2,719	1,280	21,377	158	615	5,267
平成19年度	3,841	1,617	1,040	22,561	287	716	4,838
平成20年度	2,994	2,777	0	22,778	356	685	4,509
平成21年度	3,135	2,022	1,280	22,611	151	772	3,888
平成22年度	3,820	2,064	0	24,367	164	703	3,349
平成23年度	3,142	1,866	1,280	24,363	319	450	3,218
平成24年度	3,140	2,562	616	24,325	136	699	2,655
平成25年度	2,488	1,669	608	24,536	472	830	2,297
平成26年度	3,203	1,729	0	26,010	88	242	2,143
平成27年度	4,050	227	0	29,833	172	348	1,976
平成28年度	3,720	2,179	0	31,374	58	254	1,771
平成29年度	3,220	2,047	0	32,547	116	140	1,747

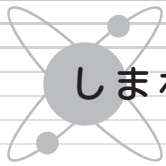
- ※1 ドラム缶=200ℓ入
- ※2 その他の種類はドラム缶に詰められない大型配管廃材等で、本数はドラム缶に詰めた場合の換算とする。
- ※3 減容量は、可燃物の焼却処理や不燃物の切断、溶融処理等により減少した量を指す。
- ※4 発電所外搬出は、低レベル放射性廃棄物埋設センター（青森県六ヶ所村）への搬出を指す。

低レベル放射性廃棄物の搬出実績

単位：本（200リットルドラム缶）

回数	搬出日	搬出量
第1回	平成5年7月23日	1,600
第2回	平成6年7月21日	1,280
第3回	平成7年7月7日	1,600
第4回	平成8年7月22日	1,600
第5回	平成9年5月30日	1,600
第6回	平成10年6月26日	1,600
第7回	平成11年6月4日	1,080
第8回	平成16年10月3日	888
第9回	平成17年9月2日	1,280
第10回	平成18年9月1日	1,280
第11回	平成19年9月10日	1,040
第12回	平成21年6月12日	1,280
第13回	平成23年5月13日	1,280
第14回	平成24年6月4日	616
第15回	平成25年6月4日	608
合計		18,632

- 注：第1～7回の搬出は、均質固化体^{※1}（セメント固化体、プラスチック固化体）、第8回以降の搬出は、充填固化体^{※2}。
- ※1 均質固化体＝濃縮廃液・使用済樹脂などをセメントやプラスチックを用いてドラム缶に充填し、均等・均一に固型化したもの。
- ※2 充填固化体＝金属類・保温材・フィルタ・プラスチックなどの固体状廃棄物を分別し、必要に応じて切断・溶融処理などを行い、ドラム缶に収納した後、セメント系充填材（モルタル）を充填し、固型化したもの。



使用済燃料の輸送実績

(単位：体)

輸送回数	輸送時期	1号機			2号機			合計
		国内	英国	仏国	国内	英国	仏国	
1	S54. 9. 13	34						34
2	S54. 10. 25	34						34
3	S55. 7. 28	34						34
4	S55. 9. 13	34						34
5	S56. 7. 23	34						34
6	S56. 8. 31	34						34
7	S57. 4. 15	34						34
8	S60. 6. 18		42	34				76
9	S61. 8. 28	34						34
10	S61. 9. 30		42	34				76
11	S62. 9. 25		42	34				76
12	S62. 10. 26	36						36
13	S63. 5. 17		42	34				76
14	H元. 5. 25		42	34				76
15	H 2. 8. 17	34						34
16	H 2. 9. 14		42	34				76
17	H 3. 8. 2	34						34
18	H 3. 9. 10		42	34				76
19	H 4. 7. 30			34		70		104
20	H 4. 8. 24	34						34
21	H 4. 12. 11			68				68
22	H 5. 8. 6		84					84
23	H 5. 12. 9						128	128
24	H 6. 7. 25					70		70
25	H 6. 8. 5	34						34
26	H 7. 7. 20			68				68
27	H 7. 7. 24	34						34
28	H 7. 9. 12	34						34
29	H13. 10. 4	110						110
30	H13. 10. 5	34						34
31	H14. 9. 13	34						34
32	H14. 10. 7	110						110
33	H16. 10. 25	110						110
34	H18. 3. 14	88						88
35	H18. 9. 15				192			192
36	H20. 9. 25	110						110
合計		1,108	378	408	192	140	128	2,354
		1,894			460			

注：輸送時期について、輸送回数1～18回は島根原子力発電所からの搬出日を、19回以降は再処理工場への搬入日を示す

燃料プールの使用済燃料保管数量

(単位：体)

区分	全容量	管理容量	保管数量
1号機	1,140		722
2号機	3,518	2,818	1,956
計	4,658	2,818	2,678

注1：保管数量は、平成31年2月現在

2：1、2号機の燃料プールは共用化している。

3：管理容量＝全容量－（1炉心分＋1取替相当分*）

1炉心分：2号機560体、1取替相当分：2号機約140体

※1取替相当分：1つの運転サイクルごとに取替を行う燃料体数の目安

新燃料輸送実績

【1号機】

(輸送量の単位：体)

輸送回数	装荷予定の 点検回数	輸送日	輸送量
初 1 (1) 装 〃 荷 13 (13)	—	S47. 10. 6 〃 11. 30	404
14 (14)	1	S49. 5. 10	56
15 (15)		5. 15	
16 (16)	2	S50. 11. 28	76
17 (17)		12. 5	
18 (18)		12. 12	
19 (19)	3	S51. 11. 26	88
20 (20)	4	S52. 10. 25	60
21 (21)	5	S53. 11. 14	84
22 (22)	6	S54. 11. 13	64
23 (23)	7	S55. 11. 12	72
24 (24)	8	S56. 11. 11	104
25 (25)	9	S58. 4. 1	96
26 (26)	10	S59. 4. 26	112
27 (27)	11	S60. 10. 8	80
28 (28)	12	S61. 10. 7	96
29 (32)	13	S63. 5. 12	76
30 (33)	14	H 1. 6. 8 ^{*1}	64
31 (35)	15	H 2. 8. 29 ^{*1}	104
32 (37)	16	H 3. 10. 24	88
33 (39)	17	H 5. 8. 5	88
34 (41)	18	H 6. 6. 3	52
35 (43)	19	H 7. 10. 6	84
36 (45)	20	H 9. 6. 18	92
37 (47)	21	H10. 12. 2	84
38 (49)	22	H12. 3. 15	84
39 (52)	23	H13. 10. 23	72
40 (54)	24	H15. 5. 23	72
41 (56)	25	H16. 11. 26	80
42 (58)	26	H17. 11. 25 ^{*1}	80
43 (61)	27	H19. 9. 27	92
44 (63)	28	H20. 11. 14	68
45 (64)	29	H21. 11. 10 ^{*1}	36
小 計			2,708

注1：※1は、1、2号機同時輸送

注2：()内は1～3号機の輸送における延べ輸送回数を示す。

【1号機】新燃料の搬出^{*}

(輸送量の単位：体)

輸送日	輸送量
H30. 9. 6	92

※ 廃止措置に伴い、燃料加工施設へ搬出

【2号機】

(輸送量の単位：体)

輸送回数	装荷予定の 点検回数	輸送日	輸送量
初 1 (29) 装 〃 荷 3 (31)	—	S62. 6. 2 〃 6. 16 〃 6. 20	564
4 (33)	1	H 1. 6. 8 ^{*1}	240
5 (34)		6. 14	
6 (35)	2	H 2. 8. 29 ^{*1}	176
7 (36)		9. 5	
8 (38)	3	H 4. 5. 19	188
9 (40)	4	H 5. 10. 13	180
10 (42)	5	H 6. 9. 20	160
11 (44)	6	H 8. 6. 21	152
12 (46)	7	H 9. 7. 2	152
13 (48)	8	H10. 12. 9	148
14 (50)	9	H12. 5. 31	148
15 (51)	10	H13. 10. 10	148
16 (53)	11	H14. 11. 28	140
17 (55)	12	H16. 6. 16	136
18 (57)	13	H17. 6. 22	100
19 (58)	13	H17. 11. 25 ^{*1}	24
20 (59)	14	H18. 10. 31	64
21 (60)	14	H19. 4. 17	32
22 (62)	15	H20. 4. 17	152
23 (64)	16	H21. 11. 10 ^{*1}	104
24 (69)	17	H23. 7. 6	128
小 計			3,136

注1：※1は、1、2号機同時輸送

注2：()内は1～3号機の輸送における延べ輸送回数を示す。

注3：※2 うち100体に一部回収ウランを含む

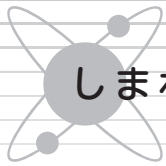
※3 うち4体に一部回収ウランを含む

※4 うち32体に一部回収ウランを含む

【3号機】

(輸送量の単位：体)

輸送回数	装荷予定の 点検回数	輸送日	輸送量	
初 1 装 〃 荷	1 (65)	—	H22. 9. 9	90
	2 (66)		H22. 10. 1	360
	3 (67)		H22. 11. 19	270
	4 (68)		H22. 11. 26	166
小 計			886	



島根原子力発電所の放射線業務従業者・年度別線量

年度	項目	放射線業務従事者数(人)			総線量(人・Sv)			平均線量(mSv)		
		社員	その他	合計	社員	その他	合計	社員	その他	合計
平成14年度		352	1,474	1,826	0.22	1.10	1.32	0.6	0.8	0.7
平成15年度		338	2,507	2,845	0.29	4.01	4.30	0.9	1.6	1.5
平成16年度		309	2,621	2,930	0.16	3.73	3.88	0.5	1.4	1.3
平成17年度		275	2,078	2,353	0.13	2.02	2.15	0.5	1.0	0.9
平成18年度		337	2,326	2,663	0.20	1.97	2.17	0.6	0.8	0.8
平成19年度		359	2,660	3,019	0.24	4.78	5.01	0.7	1.8	1.7
平成20年度		363	2,158	2,521	0.20	2.56	2.77	0.6	1.2	1.1
平成21年度		383	2,439	2,822	0.22	3.03	3.25	0.6	1.2	1.2
平成22年度		538	3,194	3,732	0.13	6.07	6.20	0.2	1.9	1.7
平成23年度		550	2,836	3,386	0.10	3.12	3.22	0.2	1.1	1.0
平成24年度		527	2,184	2,711	0.02	1.32	1.34	0.1	0.6	0.5
平成25年度		510	1,916	2,426	0.02	0.52	0.53	0.0	0.3	0.2
平成26年度		527	2,432	2,959	0.01	0.69	0.70	0.0	0.3	0.2
平成27年度		517	2,399	2,916	0.01	0.88	0.89	0.0	0.4	0.3
平成28年度		482	2,788	3,270	0.01	1.15	1.16	0.0	0.4	0.4
平成29年度		493	2,557	3,050	0.01	0.84	0.85	0.0	0.3	0.3

島根原子力発電所環境放射線等の測定並びに測定結果の公表等に関する要綱

(技術会の設置)

第1条 島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定の規定に基づく環境放射線及び温排水等の測定結果のとりまとめ及び評価等を行うため、島根県原子力安全対策課原子力環境センターに「島根原子力発電所周辺環境放射線等測定技術会」（以下「技術会」という。）を置く。

- 2 技術会の所掌事務は、次の事項とする。
 - (1) 環境放射線及び温排水等の測定計画の立案に関すること
 - (2) 測定結果のとりまとめ及び分析評価に関すること
 - (3) その他測定に関する技術的事項に関すること

(技術会の構成)

第2条 技術会は、委員10人以内をもって組織する。

- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱し又は任命する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 島根県防災部原子力安全対策課原子力環境センターの職員
 - (3) 島根県農林水産部水産技術センター内水面浅海部浅海科の職員
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が任期の途中で欠けたときは、その後任として委嘱又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は再任されることができる。
- 5 技術会に、会長を置き、原子力環境センター長をもって充てる。
- 6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 技術会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 技術会の会議は、四半期ごとに開催する定例会及び会長が必要と認めたときに開催する臨時会とする。
- 3 会長は、環境放射線及び温排水等の測定計画の立案並びに測定結果の分析評価を行うときは、島根原子力規制事務所上席放射線防災専門官、松江市、出雲市、安来市及び雲南市の担当職員に対し、技術会の会議に出席を求め意見を聴くことができる。
- 4 会長は、中国電力株式会社の担当職員に対し、技術会の会議に出席を求め説明及び意見を聴くことができる。
- 5 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に対し、技術会の会議に出席を求めることができる。

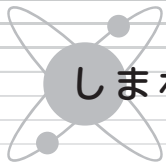
(測定計画の策定)

第4条 技術会は、翌年度の環境放射線及び温排水等の測定計画を立案するものとする。

- 2 会長は、前項の測定計画を原則として12月15日までに知事に報告するものとする。
- 3 知事は前項の報告に基づき、翌年度の測定計画を策定するものとする。

(測定結果の報告)

第5条 技術会は、環境放射線及び温排水等の測定結果を取りまとめ分析評価し、原則として毎四半期分については翌々々月15日までに、年度分については翌年度7月15日までに報



告書を作成し、知事に報告するものとする。

(測定結果の公表)

第6条 測定結果の公表は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 知事は前項の報告に基づき、環境放射線及び温排水等の測定結果を、四半期及び年度ごとに公表するものとする。
- (2) 前号のほか、モニタリングポスト（ステーション）の測定結果及び安全協定第8条第2項で規定する発電所情報については、環境放射線情報システムを用いてリアルタイムで公表するものとする。

(事務処理)

第7条 技術会に関する事務は、防災部原子力安全対策課及び農林水産部水産技術センター内水面浅海部浅海科において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、技術会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

- 附 則 この要綱は、昭和48年10月26日から適用する。
- 附 則 この要綱は、昭和50年9月22日から適用する。
- 附 則 この要綱は、昭和52年4月1日から適用する。
- 附 則 この要綱は、平成6年4月1日から適用する。
- 附 則 この要綱は、平成10年4月1日から適用する。
- 附 則 この要綱は、平成12年4月1日から適用する。
- 附 則 この要綱は、平成13年10月16日から適用する。
- 附 則 この要綱は、平成18年4月1日から適用する。
- 附 則 この要綱は、平成19年4月1日から適用する。
- 附 則 この要綱は、平成20年4月1日から適用する。
- 附 則 この要綱は、平成23年8月1日から適用する。
- 附 則 この要綱は、平成24年4月1日から適用する。
- 附 則 この要綱は、平成24年9月19日から適用する。
- 附 則 この要綱は、平成25年4月1日から適用する。
- 附 則 この要綱は、平成27年4月1日から適用する。
- 附 則 この要綱は、平成29年12月26日から適用する。

島根原子力規制事務所

国家行政組織法第3条に規定される原子力規制委員会は、原子力利用における安全の確保を図ることを任務としており、島根県原子力防災センター内には、同委員会の現地事務を所掌する原子力規制庁島根原子力規制事務所が置かれています。

当事務所には、原子力運転検査官、上席放射線防災専門官及び原子力防災専門官が毎日常駐し、原子力発電所の安全のための検査や監視等を行い、原子力事故等への緊急対処に備えています。

所在地：島根県松江市内中原町52（島根県原子力防災センター2階）

[電話：0852-22-1947、FAX：0852-28-4879]

- 職員：所長 — 統括原子力運転検査官
 副所長 — 原子力防災専門官（内閣府原子力防災専門官を併任）
 所員 — 上席放射線防災専門官
 — 原子力運転検査官 3名
 — 事務補佐員 合計7名（平成31年2月末現在）

原子力運転検査官の役割

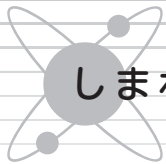
- ・原子力施設の安全監視 … 運転管理状況の聞き取り・記録確認、原子力施設の巡視点検、原子力事業者が行う定期事業者検査などへの立会い
- ・保安検査の実施 … 年4回（1回あたり約2週間）定期に実施するもの及び安全確保上重要な行為を行う時原子力事業者が自ら定めた保安規定を守っているかどうかの検査を実施
- ・事故時の連絡等 … 異常や事故発生時の情報収集・連絡調整、現場の調査・確認、原因及び再発防止のための調査
- ・情報発信など … 原子力規制委員会が行うプレス発表の地元関係機関への周知や保安検査結果等について地元自治体への説明など

原子力防災専門官の役割

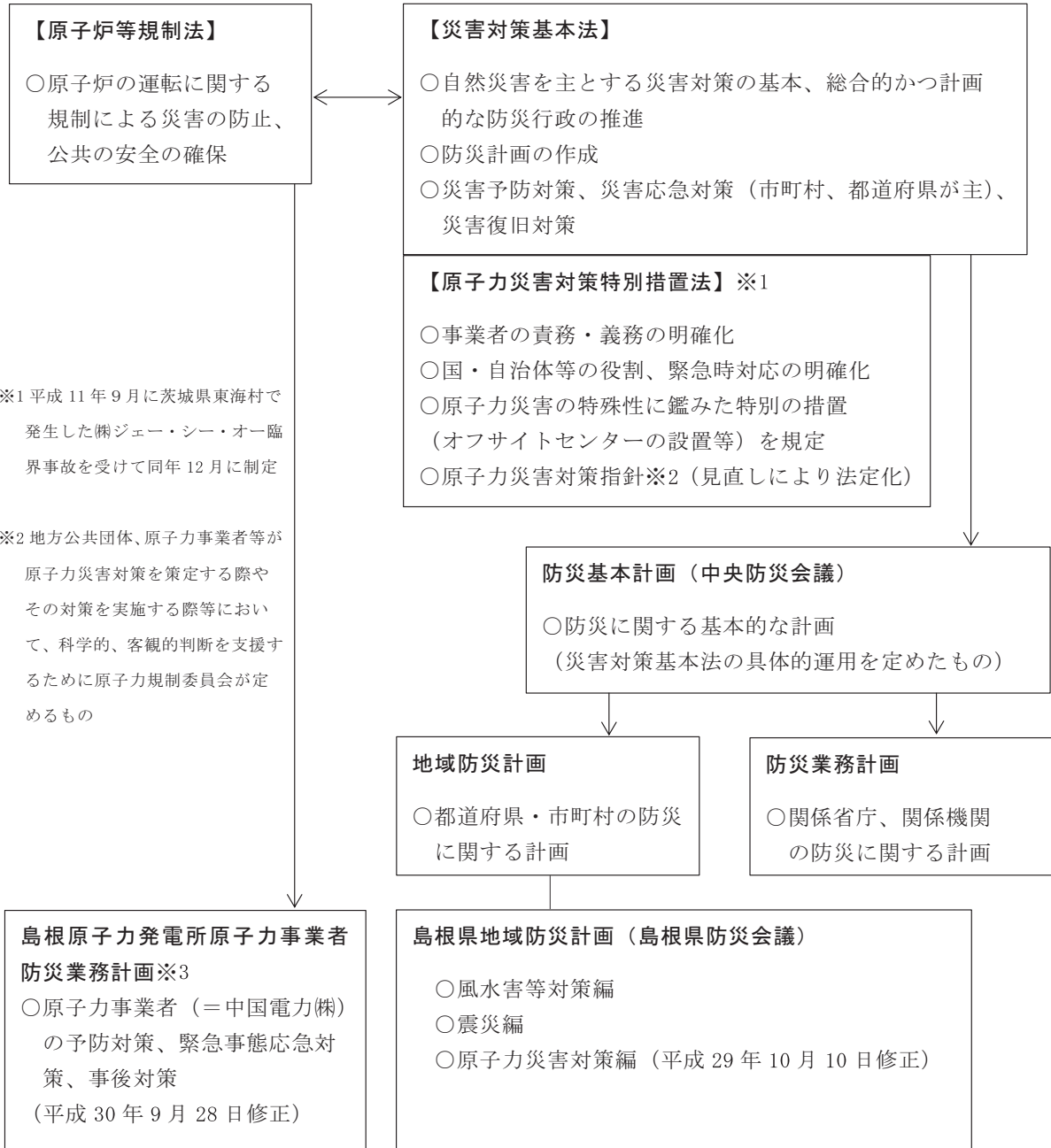
万一、原子力災害等が発生した場合、緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）において迅速な初動を担当、事業者及び自治体等との情報収集、連絡調整、緊急災害への態勢の確立等を行います。

上席放射線防災専門官の役割

環境放射線モニタリング実施について、自治体、原子力事業者と調整、助言、測定結果の確認等を行い、原子力災害等が発生した場合、緊急時モニタリングセンターにおいて、モニタリング活動等を県などと協力して行います。



原子力防災関係法令・計画

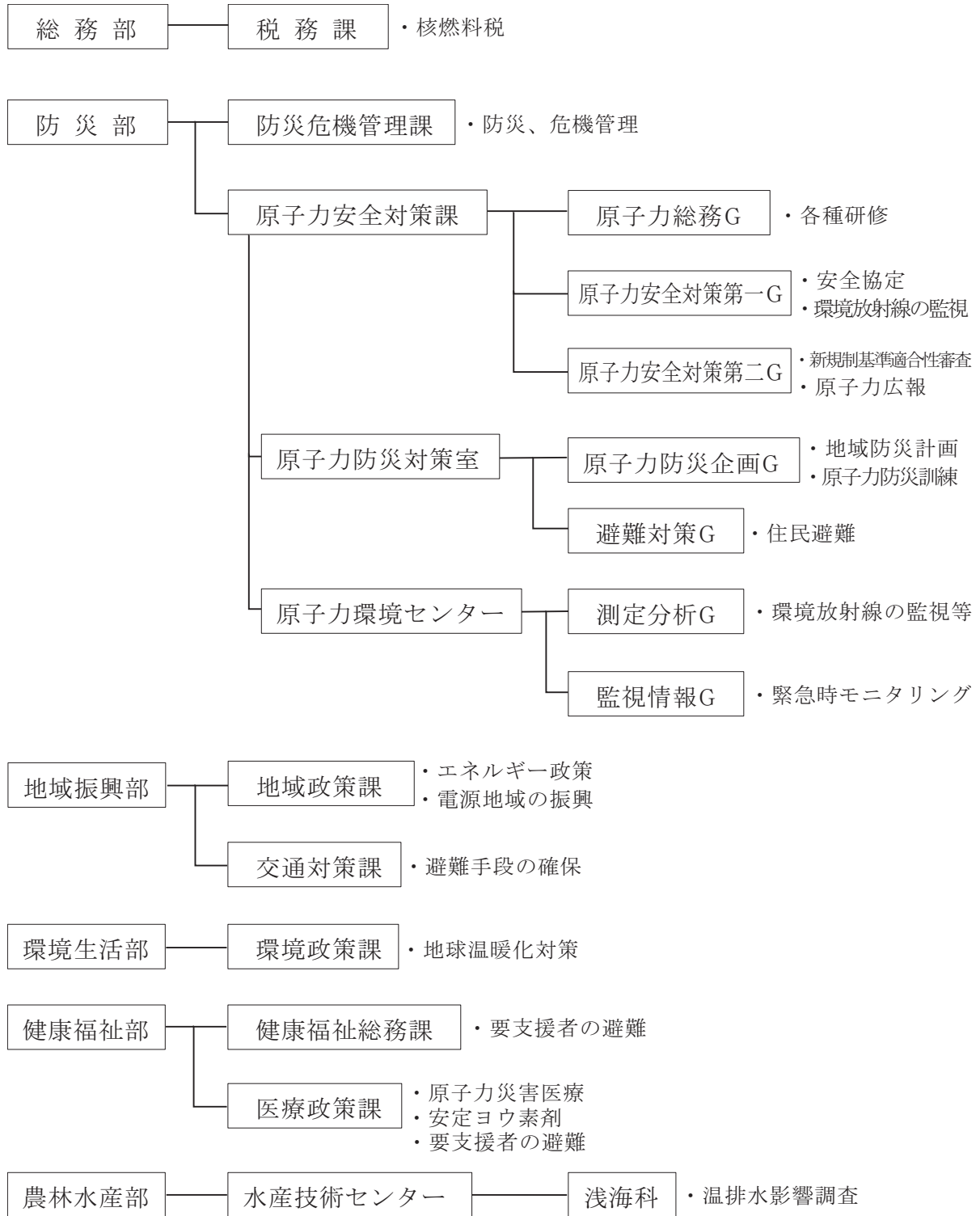


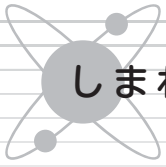
※1 平成11年9月に茨城県東海村で発生した棚ジュー・シー・オー臨界事故を受けて同年12月に制定

※2 地方公共団体、原子力事業者等が原子力災害対策を策定する際やその対策を実施する際において、科学的、客観的判断を支援するために原子力規制委員会が定めるもの

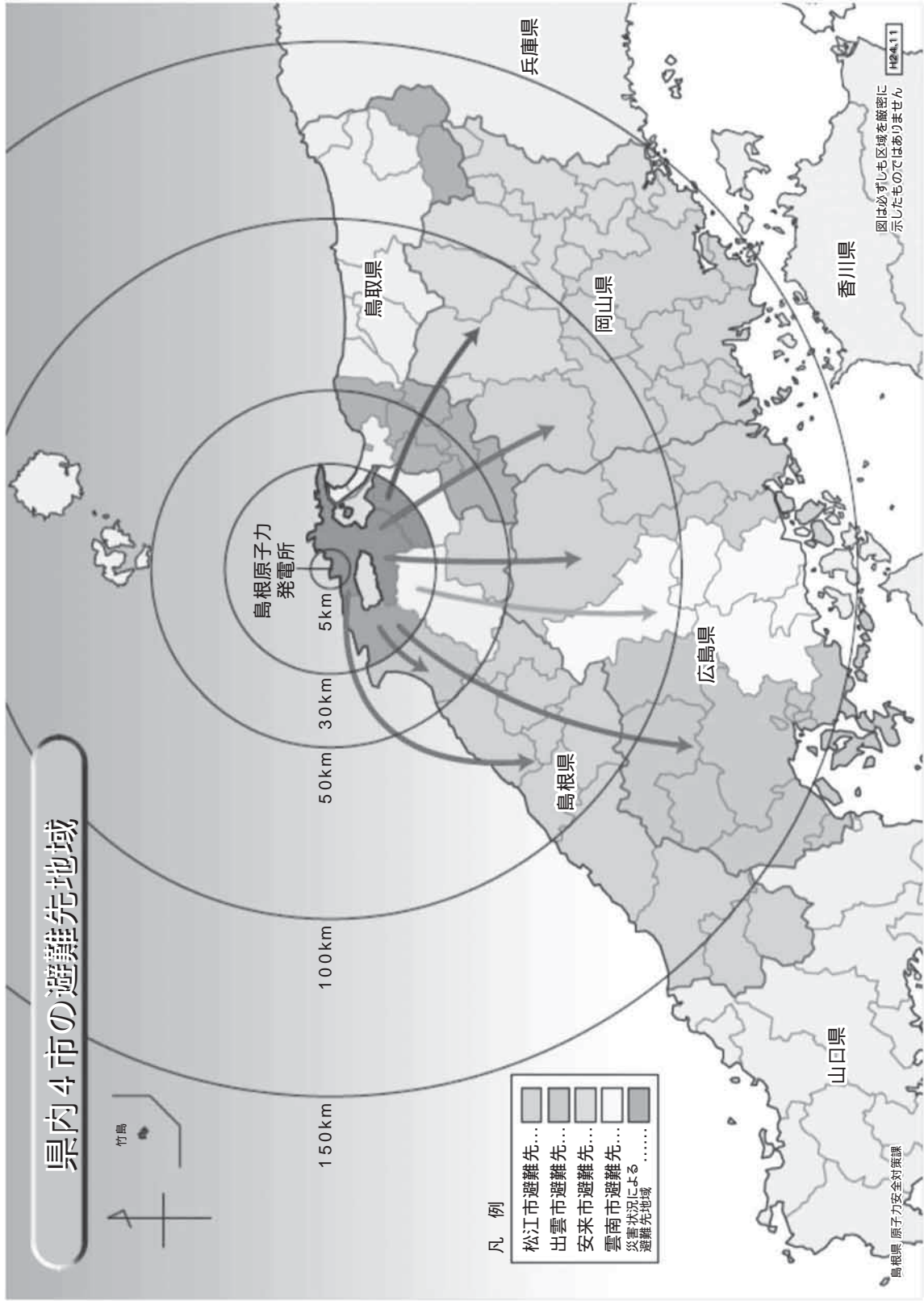
※3 原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力事業者が、原子力災害の発生を防止するための対策や、原子力災害が発生した場合の拡大防止及び災害復旧対策などについて定めるもの

島根県原子力関係行政組織図





避難先図





< 島根県内 >

避難地区名	受入市町村名	受入人数
法吉、城北、城東、朝日	浜田市	32,710
雑貨、乃木（西嫁島、乃木福富、乃白、田和山以外）	益田市	17,950
鹿島、生馬、古江	大田市	15,100
城西	江津市	9,300
島根	奥出雲町	3,380
大野	飯南町	1,320
秋鹿（秋鹿町）	川本町	1,150
秋鹿（大垣町、岡本町）	美郷町	770
白瀧	邑南町	3,120
乃木（西嫁島、乃木福富、田和山）	津和野町	1,970
乃木（乃白）	吉賀町	1,430
	11市町	88,200

< 広島県 >

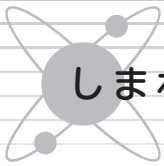
避難地区名	受入市町村名	受入人数
古志原	尾道市	12,930
津田、宍道	福山市	22,220
玉湯	府中市	6,850
八雲	庄原市	6,810
忌部	神石高原町	2,170
	5市町	50,980

< 岡山県 >

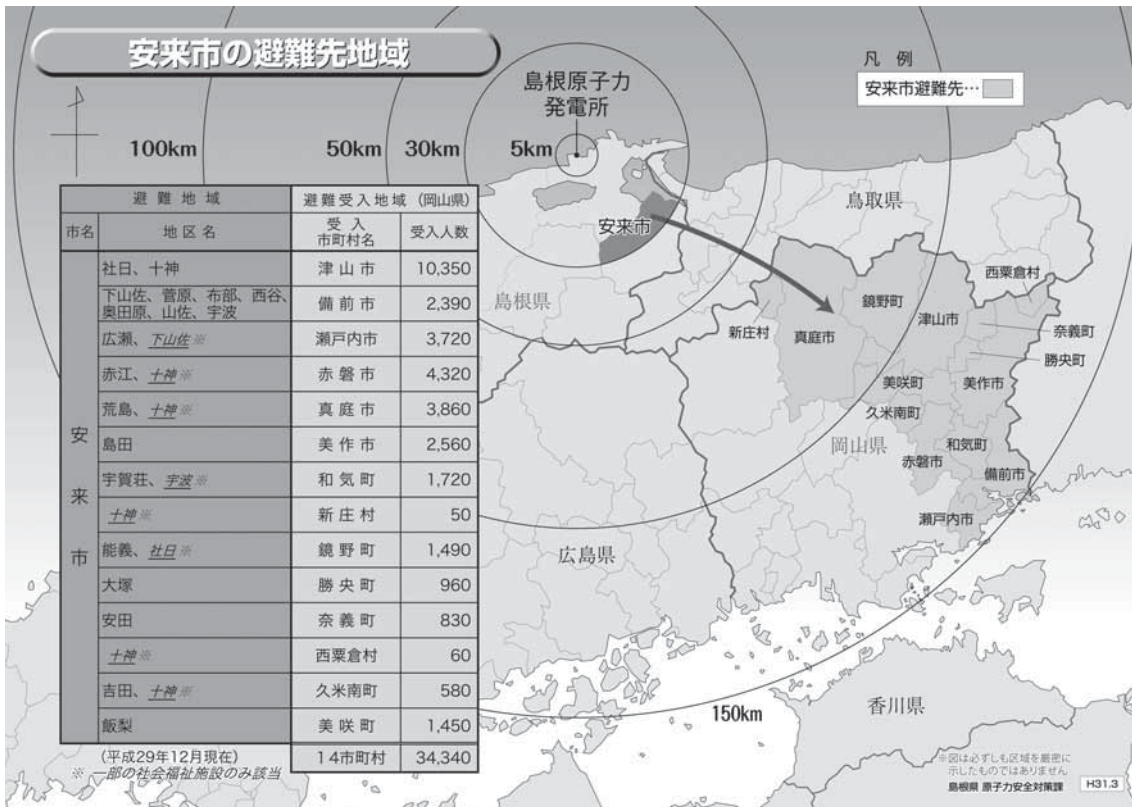
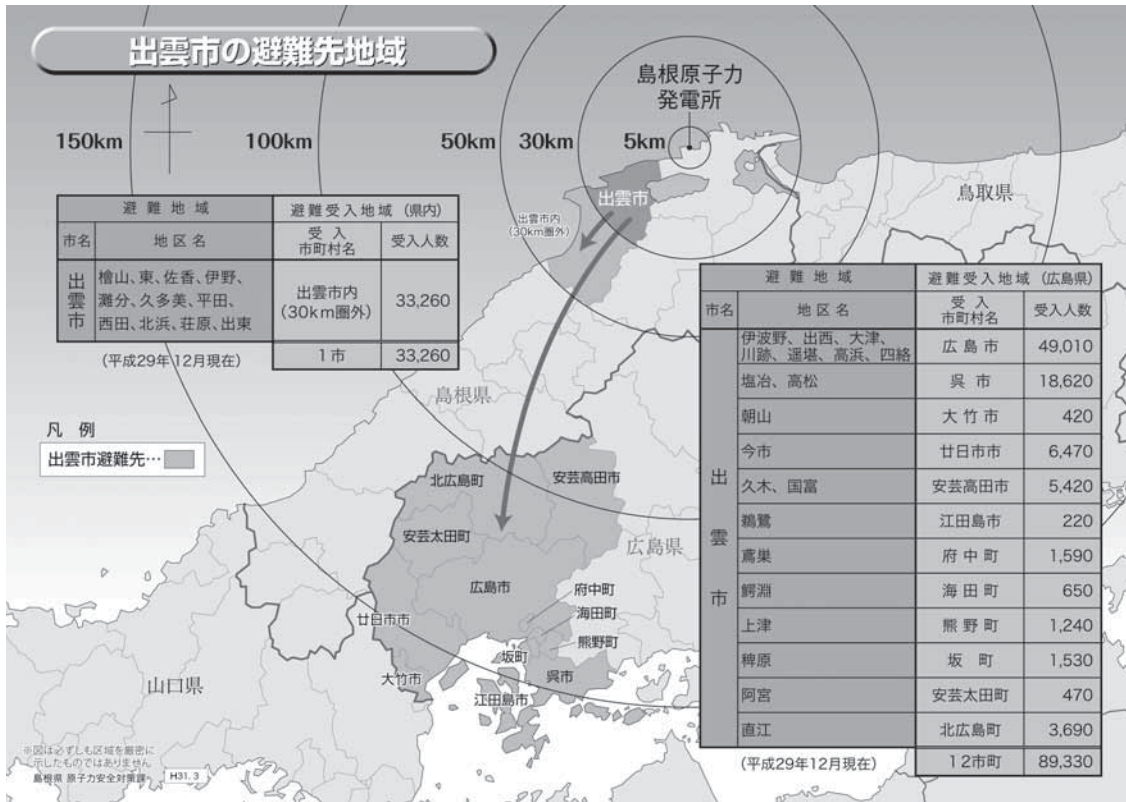
（平成 29 年 12 月現在）

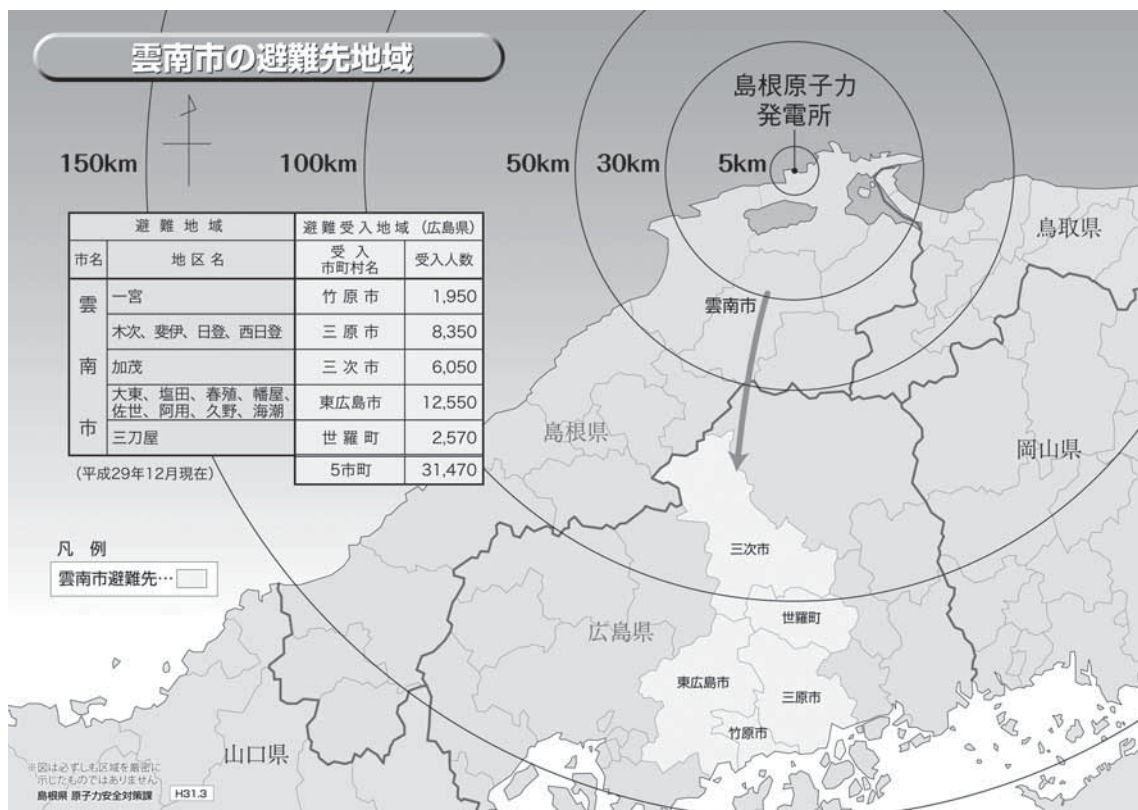
避難地区名	受入市町村名	受入人数
川津、大庭	岡山市	25,400
持田、本庄（上本庄町以外）、美保関	倉敷市	10,990
朝酌、八束※	玉野市	2,000
竹矢（馬瀧町、八幡町、富士見町）	笹岡市	2,430
東出雲（意東）	井原市	2,810
八束	総社市	4,000
東出雲（掛屋）	高梁市	6,310
東出雲（出雲郷、掛屋※）	新見市	6,180
竹矢（矢田町）	浅口市	1,340
本庄（上本庄町）	早島町	640
竹矢（青葉台）、八束※	里庄町	650
竹矢（竹矢町）	矢掛町	1,700
東出雲（上意東）、竹矢※	吉備中央町	390
	13市町	64,840

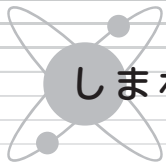
※ 一部の社会福祉施設のみ該当



しまねの原子力





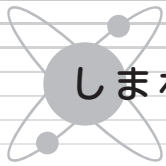


島根県の原子力行政における主な経過

平成31年2月末現在

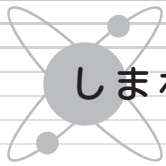
年	月 日	事 柄
昭和38年 (1963)	4. 1	水産商工部工業開発課、原子力発電に関する事務を担当
	11. 15	益田市高津地区の原子力発電所立地調査委託契約
昭和39年 (1964)	10. 27	島根県原子力発電調査委員会（以下「県原発調査委員会」という。）規則（島根県規則第69号）制定
	11. 20	江津市黒松地区の原子力発電所立地調査委託契約
昭和40年 (1965)	2. 1	県原発調査委員会委員の任命発令（13名）
	2. 22	第1回県原発調査委員会開催（以降S43. 7月まで6回開催）
昭和41年 (1966)	10. 11	中国電力が、島根半島に原子力発電所を建設したい旨の意向表明
	11. 1	企画部開発課新設、原子力発電に関する事務を担当
	11. 17	中国電力が、1号機建設計画（鹿島町輪谷）について申入れ 県から関係先へ中国電力の意向伝達
	11. 18	県議会全員協議会で中国電力が原子力発電所建設計画大綱を説明
昭和42年 (1967)	5. 12	原子力発電に関する講演会開催（水産会館）
	9. 1	水産試験場、温排水の影響に関する事前調査を水産試験船により開始
	9. 22	漁業影響に関する講演会開催（御津、片句）
	9. 24	原子力発電所建設に関する意向調査実施（御津～9.30）
	10. 2	原子力発電所建設に関する意向調査実施（片句～10.18）
	11. 15	意向調査結果説明会（御津）
11. 21	意向調査結果説明会（片句）	
昭和43年 (1968)	2. 5	中国電力が、原子力発電所建設準備本部開設
	3.	温排水調査充実のため試験船「やそしま」を新建造
	4. 1	水産試験場、鹿島浅海分場を鹿島町内に新設、温排水調査体制を充実
	5. 29	原子力発電に関する講演会開催（鹿島中学）
	6. 22	島根県原子力発電所建設推進本部設置（本部長知事、S45年度まで）
	8. 1	企画部企画課、機構改革により原子力発電所関係事務を担当
9.	鹿島浅海分場に、浅海生物調査船「かしま」を新建造	
昭和44年 (1969)	4. 1	環境放射能調査担当職員を採用
	5. 23	第50回電源開発調整審議会、1号機を基本計画に組み入れ
	5. 26	中国電力が、原子炉設置許可申請（1号機建設）
	9.	衛生研究所屋上に「放射能センター」を建設
11. 13	原子炉設置許可（1号機建設）	
昭和45年 (1970)	2. 2	中国電力が、原子力発電所建設本部開設
	2. 10	工事計画認可（1号機）、工事着工
	5.	島根県地域防災計画（S38.6月制定、以下「県防災計画」という。）に放射性物質放出災害予防に関する事項を記載

年	月 日	事 柄
	7. 6	中国電力が、原子炉設置変更許可申請（1号機補助保護機能インターロック及びスクラム時平均挿入時間変更）
	8. 1	衛生研究所に、放射能科新設、環境放射能監視体制を充実
	10. 13	原子炉設置変更許可（1号機補助保護機能インターロック及びスクラム時平均挿入時間変更）
	11. 12	中国電力が、1号機原子炉格納容器据付開始
昭和46年 (1971)	3. 6	中国電力が、原子炉設置変更許可申請（1号機主蒸気隔離弁の漏洩率記載、ポイズンカーテン数変更）
	4. 9	中国電力が、1号機原子炉格納容器耐圧試験
	4. 15	原子炉設置変更許可（1号機主蒸気隔離弁の漏洩率記載、ポイズンカーテン数変更）
	4. 30	中国電力が、1号機原子炉格納容器据付完了
	9. 16	中国電力が、原子炉設置変更許可申請（1号機ドライウエル内ガス冷却装置数変更）
	11. 8	原子炉設置変更許可（1号機ドライウエル内ガス冷却装置数変更）
昭和47年 (1972)	2. 15	中国電力が、原子炉設置変更許可申請（1号機活性炭式ガス・ホールドアップ装置設置）
	3. 26	中国電力が、1号機原子炉圧力容器吊込
	3. 27	島根原子力発電所周辺地域住民の安全確保等に関する協定（以下「安全協定」という。）締結
	3. 30	中国電力が、1号機発電機搬入
	5. 4	原子炉設置変更許可（1号機活性炭式ガス・ホールドアップ装置設置）
	6. 14	島根原子力発電所環境放射能等測定技術会（環境放射能部会、温排水部会）発足
	7.	安全協定に基づく環境放射能等測定計画による事前調査開始
	7. 17	中国電力が、1号機タービン据付開始
	8. 1	機構改革により企画部廃止、企画調整室となる 衛生研究所を衛生公害研究所へ改称
	8. 16	中国電力が、1号機原子炉圧力容器耐圧試験
昭和48年 (1973)	1. 23	中国電力が、原子炉設置変更許可申請（1号機逃し弁形式変更、床ドレン脱塩器及びサプレッションプール水等の一時貯留タンク設置）
	2. 15	中国電力設置のサイト外モニタリングポスト4基のうち2基（御津、古浦）が、県管理となる
	3. 5	原子炉設置変更許可（1号機逃し弁形式変更、床ドレン脱塩器及びサプレッションプール水等の一時貯留タンク設置）
	4.	県防災計画の原子力防災関係事項について一部体系整備を行う
	5. 25	島根県原子力発電所周辺環境安全対策協議会（以下「安対協」という。）を設置
	6. 1	1号機臨界
	6. 6	中国電力が、原子炉設置変更許可申請（1号機空気抽出機排ガス処理方法及び低圧タービン軸封蒸気系の変更）



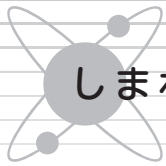
年	月日	事柄
	6. 14	第1回安対協（以降定例会は2回／年開催）
	8. 1	公害課に放射能調査係新設、原子力発電所の運転開始に対応
	10. 26	S47. 3. 27締結の安全協定を改正
	11. 10	島根原子力発電所に対する国の駐在係官の配置について科学技術庁及び通商産業省へ要請
	12. 7	県が幹旋人となり、松江市、島根町、中国電力が「島根原子力発電所建設運転に伴う情報連絡並びに立入調査等に関する協定」を締結
昭和49年 (1974)	1. 14	原子炉設置変更許可（1号機空気抽出機排ガス処理方法及び低圧タービン軸封蒸気系の変更）
	2.	発電所排水口付近で「うるみ」現象発生、調査開始
	3. 29	1号機営業運転開始
	4. 1	企画部開発課新設、発電用施設周辺地域の整備に関する事務を担当
	12. 6	中国電力が、原子炉設置変更許可申請（1号機ポイズンカーテン取出数及び時期変更）
昭和50年 (1975)	3. 3	原子炉設置変更許可（1号機ポイズンカーテン取出数及び時期変更）
	3. 10	中国電力が、原子炉設置変更許可申請（1号機固体廃棄物貯蔵所増設）
	5. 12	原子炉設置変更許可（1号機固体廃棄物貯蔵所増設）
	7. 8	中国電力が、原子炉設置変更許可申請（1号機8×8燃料採用）
	8. 20	科学技術庁が、島根原子力連絡調整官事務所を松江市に設置
	12. 22	中国電力が、2号機増設に伴う事前調査の申入れ
昭和51年 (1976)	2. 25	原子炉設置変更許可（1号機8×8燃料採用）
	3. 30	2号機の事前調査を了解 明日のエネルギー展開催（商工会館～4.4）
	5. 26	中国電力が、原子炉設置変更許可申請（1号機使用済燃料貯蔵架台増設及び安全弁排気管設置）
	6. 25	平常時の原子力発電所敷地内における測定試料の提供を中国電力に要請
	9. 4	原子炉設置変更許可（1号機使用済燃料貯蔵架台増設及び安全弁排気管設置）
	10. 1	衛生公害研究所を西浜佐陀町へ移転
	12. 1	中国電力が、原子炉設置変更許可申請（1号機廃棄物処理設備及び被ばく評価の見直し並びに炉心の熱特性評価方法変更）
	12. 20	中国電力が、6.25付要請に対し測定試料を提供する旨回答
昭和52年 (1977)	4. 1	モニタリングポスト（御津、古浦、西浜佐陀）のテレメータシステム運用開始
	5. 31	原子炉設置変更許可（1号機廃棄物処理設備及び被ばく評価の見直し並びに炉心の熱特性評価方法変更）
	6. 2	原子力発電に関するシンポジウム開催（県民会館）
	11. 29	原子力発電の安全対策に関する説明会開催（農林会館）

年	月 日	事 柄
昭和53年 (1978)	1. 10	中国電力が、原子炉設置変更許可申請（1号機仕様変更後の燃料集合体の一部採用、可燃性ガス濃度制御系追加及び使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力増加）
	4.	環境放射能測定結果について「目やすレベル」の考え方を導入
	9. 8	原子炉設置変更許可（1号機仕様変更後の燃料集合体の一部採用、可燃性ガス濃度制御系追加及び使用済燃料貯蔵設備の貯蔵能力増加）
昭和54年 (1979)	3. 28	米国スリーマイルアイランド原子力発電所で事故発生
	4.	モニタリングカーによる測定結果について「目やすレベル」を設定
	6. 1	島根県防災会議、県防災計画の原子力防災関係事項について見直し検討を同会議原子力防災部会に付託
	6. 12	県防災計画を補完運用するものとして原子力発電所防災対策暫定取扱要綱を決定
	6. 21	島根原子力発電所へ常駐検査官が派遣される
	7. 12	中央防災会議において「原子力発電所等に係る防災対策上当面とるべき措置について」を決定
	8. 30	中国電力が、原子炉設置変更許可申請（1号機固体廃棄物貯蔵所の増設）
	10. 24	安全協定の運用に関し「島根原子力発電所に関する通報基準」等について申し合わせ
	11. 24	原子炉設置変更許可（1号機固体廃棄物貯蔵所の増設）
昭和55年 (1980)	3.	国が、「緊急時の環境モニタリングマニュアル（原案）」を提示
	6.	通商産業省が、島根運転管理専門官事務所を松江市に設置
	7. 28	中国電力が、安全協定に基づく事前了解願いを提出（2号機増設）
	7. 31	中央防災会議会長が、島根県防災会議会長に「原子力発電所周辺の防災対策について（S55.6.30原子力安全委員会決定）」を通知
	8. 6	中国電力が、原子炉設置変更許可申請（1号機サイトバンカ及び雑固体廃棄物焼却設備設置）
	9. 1	県原発調査委員会委員の任命発令（20名）
	9. 4	県原発調査委員会に2号機増設について諮問
12. 24	島根県防災会議原子力防災部会、原子力防災計画案を承認	
昭和56年 (1981)	1. 28	2号機に関する第1次公開ヒアリング開催（鹿島町武道館）
	2. 3	覚書を締結（放射性廃棄物の廃棄施設の新増設の際は事前協議すること）
	2. 4	中国電力が、安全協定に係る覚書に基づく事前協議（サイトバンカ・雑固体廃棄物焼却設備の設置）
	2. 24	県原発調査委員会が、2号機増設を可とする答申
	3. 11	原子炉設置変更許可（1号機サイトバンカ及び雑固体廃棄物焼却設備設置） 国が、2号機の電源開発基本計画組み入れについて照会 上記について、鹿島町、松江市、島根町へ照会
	3. 16	鹿島町外2市町から同意する旨の回答（～3.17）
	3. 19	国へ電源開発基本計画組み入れについて回答



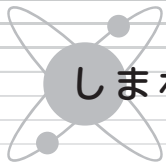
年	月 日	事 柄
	3. 20	2.4の協議に対する同意
	3. 25	県、鹿島町、松江市、島根町の間に緊急時連絡網（ファクシミリ）開通
	3. 26	第84回電源開発調整審議会、2号機を基本計画に組入れ
	4. 1	企画部にエネルギー対策室新設、電源立地に係る連絡調整に関する事務担当
	4.	放射線監視テレメータシステムの運用拡大（大芦、末次、佐陀本郷）
	4.	モニタリングポストのモニタリングステーション化を図る（御津、古浦）
	4. 22	日本原子力発電敦賀発電所事故に関して、島根原子力発電所一般排水路等の放射能調査
	5. 8	内閣総理大臣、災害対策基本法に基づき原子力防災計画案を承認（S56.2.12内閣総理大臣に協議）
	6. 30	島根県防災会議、原子力防災計画を正式決定
	7. 1	国（科学技術庁、資源エネルギー庁）と県との間にファクシミリ開通
	8. 11	2号機増設の事前了解願いに対する回答
	8. 18	中国電力が、原子炉設置変更許可申請（2号機増設）
昭和57年 (1982)	2. 25	衛生公害研究所にファクシミリ開通
	3.	温排水調査船「やそしま」新建造
	4.	放射線監視テレメータシステムの運用拡大（北講武、片句、深田北） 深田北はモニタリングステーションとして新設
	4. 27	第1回島根県原子力防災訓練を実施（以降定期的に実施）
	12. 8	中国電力が、原子炉設置変更許可申請（1号機新型8×8燃料採用及び使用済燃料の処分方法変更）
	12. 13	原子力防災対策用拡散予測調査の風洞実験委託（電力中央研究所）
昭和58年 (1983)	3. 17	島根県労働組合評議会等と第2次公開ヒアリングの開催について協定締結
	3. 25	原子力防災計画の第1次修正、島根県地域防災計画（原子力災害編）に名称変更（以降H29.12月まで18回修正）
	4.	モニタリングポストの「目やすレベル」を設定
	5. 13	2号機に関する第2次公開ヒアリング開催（県立武道館）（～5.14）
	6. 10	原子炉設置変更許可（1号機新型8×8燃料採用、使用済燃料の処分方法変更）
	7. 25	原子力安全委員会が、新しい「環境放射線モニタリングに関する指針」を決定
	7. 28	風洞実験の結果が報告される
	9. 22	原子炉設置変更許可（2号機増設）
	10. 6	中国電力が、工事計画認可申請（2号機）
	10. 11	中国電力が、土捨場用地の保安林解除申請
	11. 1	島根原子力発電所に関する通報基準（モニタリングポスト）の一部改正
昭和59年 (1984)	2. 24	工事計画認可（2号機）、工事着工
	4. 1	企画部に地域対策課新設、エネルギー対策室廃止

年	月 日	事 柄
	6. 14	原子力安全委員会が、「緊急時環境放射線モニタリング指針」決定
	7. 14	島根原子力発電所に関する通報基準の一部改正（サイトバンカ建物排気筒モニタ）
	7. 23	雑固体廃棄物焼却設備使用開始
	9. 19	保安林解除に係る聴聞会開催（鹿島町立恵曇老人福祉センター）
	11. 8	土捨場用地の保安林解除告示
	12. 12	中国電力が、原子炉設置変更許可申請（2号機タービンバイパス系容量変更）
昭和60年 (1985)	1. 11	中国電力が、2号機原子炉建物基礎工事開始
	4.	島根原子力発電所2号機温排水事前調査開始
	5. 8	原子炉設置変更許可（2号機タービンバイパス系容量変更）
昭和61年 (1986)	5. 15	中国電力が、原子炉設置変更許可申請（1, 2号機新8×8ジルコニウムライナ燃料採用、使用済樹脂及びフィルタスラッジの一部焼却処理並びに安全保護回路の補助保護機能の一部変更）
	12. 5	原子炉設置変更許可（1, 2号機新8×8ジルコニウムライナ燃料採用、使用済樹脂及びフィルタスラッジの一部焼却処理並びに安全保護回路の補助保護機能の一部変更）
昭和62年 (1987)	4. 1	企画部に土地資源対策課新設、地域対策課廃止
	12. 10	中国電力が、原子炉設置変更許可申請（1, 2号機新型制御棒採用）
昭和63年 (1988)	3. 17	島根原子力発電所に関する通報基準の一部改正（2号機用通報基準の追加）
	8. 9	原子炉設置変更許可（1, 2号機新型制御棒採用）
平成1年 (1989)	2. 10	2号機営業運転開始
平成2年 (1990)	11. 27	安対協委員（7名）、顧問（2名）が、新燃料工場（ニュークリアフュエル㈱）を視察（～11.28）（以降、H5.10月まで5回実施）
	12. 20	航空機が発電所上空の飛行を余裕をもって確実に回避するための補助手段として2号機排気筒に灯火を設置し、運用開始
	12. 21	中国電力が、原子炉設置変更許可申請（1, 2号機高燃焼度8×8燃料採用及び使用済燃料の国内再処理委託先の変更）
平成3年 (1991)	3. 29	1号機スタックモニター通報基準の改正
	10. 15	原子炉設置変更許可（1, 2号機高燃焼度8×8燃料採用及び使用済燃料の国内再処理委託先の変更）
平成4年 (1992)	4. 18	科学技術庁から「核物質の輸送に係る情報の取り扱いについて」の通知
	5. 15	安全協定の運用に関する申し合わせ事項を改定
平成5年 (1993)	4. 1	環境保全課に原子力安全対策係を新設
	4. 12	環境放射線監視データ表示施設運用開始（県民室において放映）
	10. 19	ロシアの放射性廃棄物海洋投棄について関係省庁へ要望
平成6年 (1994)	1. 14	中国電力が、安全協定に係る覚書に基づく事前協議（1, 2号機洗濯廃液処理設備の変更）



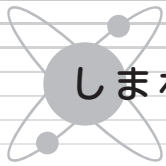
年	月 日	事 柄
	1. 26	島根県原子力発電行政連絡協議会常任会議開催
	1. 28	1. 14の事前協議に対し回答
	2. 1	中国電力が、原子炉設置変更許可申請（1, 2号機洗濯廃液処理設備の変更）
	2. 17	鹿島町が、中国電力に対し3号機増設を要請
	2. 22	島根県原子力発電行政連絡協議会常任会議開催
	3. 30	島根県原子力発電行政連絡協議会常任会議開催（中国電力から、アクシデントマネジメントの検討結果について事前説明）
	3. 31	中国電力が、アクシデントマネジメントの検討結果を通産省へ報告
	6. 16	島根県原子力発電行政連絡協議会常任会議開催（原子力開発利用長期計画について、国から説明）
	6. 24	新原子力開発利用長期計画の決定公表（原子力委員会決定）
	6. 27	安対協各委員へ新原子力開発利用長期計画を送付
	7. 4	県議会厚生商工委員会で新原子力開発利用長期計画の概要を報告
	7. 27	原子炉設置変更許可（1, 2号機洗濯廃液処理設備の変更）
	10. 21	中国電力が、鹿島町に3号機増設に係る事前調査を実施したい旨回答 中国電力が、関係3漁協（恵曇漁協、御津漁協、島根町漁協）へ事前調査申入れ、県・関係市町へ協力要請
	10. 24	アクシデントマネジメントの整備について通産省が検討結果を公表（同日に原子力安全委員会へ報告）
平成7年 (1995)	1. 17	兵庫県南部地震発生
	2. 16	島根原子力発電所の地震対策に対する安全性・信頼性向上について、必要な措置を早急に講じるよう、国及び中国電力に対して申入れ
	6. 19	中国電力が、3号機増設に係る事前調査の実施について関係3漁協の同意を得る
	6. 21	中国電力が、関係3漁協の同意を得たことを県に報告
	7. 1	中国電力が、3号機増設に係る事前調査開始（～H8.8.7）
	9. 28	島根県原子力発電行政連絡協議会常任会議開催
	9. 29	原子力施設耐震安全検討会が、検討結果報告書を原子力安全委員会へ報告 国が、指針策定前の原子力施設の耐震安全性の確認結果を原子力安全委員会へ報告
	10. 2	県議会環境厚生委員会報告（原子力施設耐震安全検討会の報告書の概要を報告）
	10. 5	原子力安全委員会が、原子力施設耐震安全検討会の報告書を了承
	10. 13	中国電力が、2. 16の申し入れに対し回答
	10. 23	中国電力が、島根原子力発電所1号機定期安全レビュー報告書を国に提出
	12. 8	高速増殖原型炉「もんじゅ」ナトリウム漏えい事故発生
	12. 22	漏えい事故を受け、県から中国電力に対し、島根原子力発電所の運転管理の徹底等について要請

年	月日	事柄
	12. 25	漏えい事故を受け、県は原子力発電関連団体協議会を通じて、国へ原子力施設の安全対策等について要望 漏えい事故を受け、国から各電力会社に対し、トラブル発生時の通報連絡体制の再点検を指示
	12. 27	中国電力が、通報連絡訓練実施
平成8年 (1996)	1. 19	中国電力が、通報連絡訓練実施
	1. 31	中国電力が、通報連絡体制の再点検結果を国に報告
	2. 16	島根県原子力発電行政連絡協議会常任会議開催
	5. 23	科学技術庁が、漏えい事故の報告書を公表
	6. 10	島根県原子力発電行政連絡協議会常任会議開催
	12. 25	中国電力が、安全協定に係る覚書に基づく事前協議（雑固体廃棄物処理設備設置）
平成9年 (1997)	1. 8	島根県原子力発電行政連絡協議会常任会議開催
	1. 13	県及び鹿島町が、雑固体廃棄物処理設備設置計画場所の現場視察
	1. 16	県及び鹿島町が、高周波溶融炉実証プラント視察 関西電力美浜発電所における高周波溶融炉について、国から見解確認
	1. 24	安対協顧問から意見聴取（～1.31）
	2. 4	安対協顧問・委員が、高周波溶融炉実証プラント視察
	2. 13	H8.12.25の事前協議に対する旨回答
	3. 12	中国電力が、安全協定に基づく事前了解願を提出（3号機増設）
	3. 14	知事が、県議会全員協議会に3号機増設申入れについて報告 県議会島根原子力発電所対策特別委員会設置、第1回開催（以降H11.3月まで20回開催）
	4. 1	土地資源対策課にエネルギー対策室を設置
	7. 1	県原発調査委員会に3号機増設について諮問
	7. 4	第1回県原発調査委員会開催（以降H10.12月まで17回開催）
	7. 14	中国電力が、立地調査開始（～H11.2.25）
	8. 6	中国電力が、旧安全協定5条に基づく事前協議（1,2号機9×9燃料の採用、液体廃棄物処理系の共用、使用済燃料プールの共用）
	8. 8	県議会環境厚生委員会で報告
	8. 26	島根県原子力発電行政連絡協議会常任会議開催
	8. 29	安対協顧問から意見聴取（～9.3）
	9. 12	安対協顧問会議
	9. 16	安対協委員等による燃料プール等視察
	10. 1	県議会環境厚生委員会へ設備変更検討結果（案）を報告
	10. 8	8.6の事前協議に対する回答
	11. 25	中国電力が、原子炉設置変更許可申請（1号機機器ドレン系及び床ドレン再生廃液系並びに2号機機器ドレン系及び床ドレン化学廃液系の1号機及び2号機共用並びに雑固体廃棄物処理設備設置）



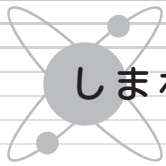
年	月 日	事 柄
平成10年 (1998)	2. 13	島根県原子力発電行政連絡協議会常任会議開催
	4. 17	島根県環境放射線情報システム運用開始
	8. 19	県は、国に対して早急な活断層に係る現地調査の実施を申入れ
	8. 26	国による島根原子力発電所耐震安全性に係る現地調査（～8.27）
	9. 3	県原発調査委員会が、原子力発電技術機構多度津工学試験場を現地調査（～9.4）
	10. 14	島根原子力発電所排気筒モニタ値の島根県環境放射線情報システムによる公開を開始
	10. 20	国が、県に対し1, 2号機の耐震安全性に係る最終報告を説明
	12. 14	県議会本会議で、3号機の増設を可とする旨の島根原子力発電所特別委員長報告（地域振興関係を除く）
平成11年 (1999)	3. 3	県議会本会議で島根原子力発電所対策特別委員長報告（地域振興関係）
	3. 31	原子炉設置変更許可（1, 2号機9×9燃料採用、2号機核燃料物質取扱設備の一部及び燃料プールの1号機及び2号機共有、1号機機器ドレン系及び床ドレン再生廃液系並びに2号機機器ドレン系及び床ドレン化学廃液系の1号機及び2号機共用並びに雑固体廃棄物処理設備設置）
	5. 28	3号機増設計画について県民の意見を聴く会開催（松江合同庁舎）
	6. 2	3号機増設計画について県民の意見を聴く会開催（ホテル一畑）
	6. 4	3号機増設計画について県民の意見を聴く会開催（あすてらす）
	10. 7	JCOの臨界事故を踏まえ、中国電力に対し、「原子力発電所の安全対策及び連絡体制について」環境部長名で文書申入れ
	11. 9	安対協委員・顧問による核燃料サイクル施設の現地視察（～11.10）
	12. 20	中国電力が、原子炉設置変更許可申請（1, 2号機使用済燃料の処分方法の変更） 中国電力に対し、使用済燃料を適切に貯蔵管理するとともに、長期にわたって貯蔵されることのないよう適切な措置を講ずるよう申入れ
平成12年 (2000)	2. 2	中国電力が、県に対し1号機のシュラウド取替の詳細計画の連絡 島根県原子力発電行政連絡協議会総会開催
	2. 4	シュラウド取替に関して中国電力に対し、安全確保等を申入れ 中国電力が、取替工事について、安全かつ遺漏なく行う旨、文書回答
	3. 30	原子炉設置変更許可（1, 2号機使用済燃料の処分方法の変更）
	4. 1	環境政策課に原子力安全対策室を設置 保健環境科学研究所（旧衛生公害研究所）に原子力環境センター設置
	4. 14	中国電力から島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画の協議を受ける（原災法第7条）
	6. 13	防災業務計画協議の回答（16日に中国電力が国へ提出）
	6. 16	原子力災害対策特別措置法施行
	7. 14	3号機増設を可とする判断を表明
	7. 24	3号機の電源開発基本計画への組み入れを同意する旨、国へ回答
	9. 29	3号機増設の事前了解願いに対する回答

年	月 日	事 柄
	10. 4	中国電力が、原子炉設置変更許可申請（3号機原子炉増設並びに2号機復水器冷却水放水口の付け替え、1号機及び2号機受電系統の変更、発電所敷地の一部変更）
	10. 6	鳥取県西部地震発生
	10. 28	国と合同で原子力総合防災訓練を実施
平成13年 (2001)	10. 16	安全協定の改定（原子炉施設に重要な変更を行うとき、原子炉を解体するときは事前了解を得ること）(S48.10.26締結の安全協定は廃止)
	11. 21	「島根原子力発電所に係る松江市民の安全確保・情報連絡等に関する協定」の改定 「島根原子力発電所に係る島根町民の安全確保・情報連絡等に関する協定」の改定
平成14年 (2002)	4. 1	島根県原子力防災センター（オフサイトセンター）運用開始
	9. 20	3号機安全審査に係る追加調査の説明会開催
	12. 6	2号機燃料プール設備変更工事の完了報告
平成15年 (2003)	4. 1	原子力環境センター棟供用開始 原子力安全対策室が環境生活部環境政策課から総務部消防防災課へ
	5. 9	3号機安全審査に係る追加調査結果の説明会
	7. 7	島根原子力発電行政連絡協議会開催（2号機炉心シュラウド健全性評価結果報告）
	8. 28	中国電力が、全協定に基づく事前了解願いを提出（定格熱出力運転導入）
	9. 4	島根原子力発電行政連絡協議会開催（定格熱出力運転の導入計画）
	10. 2	定格熱出力運転導入計画の事前了解願いに対する回答
	11. 14	2号機定格熱出力運転導入
	12. 18	島根県原子力発電行政連絡協議会開催（1号機高経年化対策）
平成16年 (2004)	1. 5	1号機定格熱出力運転導入
	11. 9	工事計画認可（1, 2号機9×9燃料（B型））
平成17年 (2005)	4. 26	原子炉設置変更許可（3号機原子炉増設並びに2号機復水器冷却水放水口の付け替え、1号機及び2号機の受電系統の変更、発電所敷地の一部変更）
	9. 12	中国電力が、安全協定に基づく事前了解願いを提出（2号機ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の使用）
	11. 10	「プルトニウム混合燃料に関する懇談会（以下「懇談会」という）」設置
	11. 28	第1回懇談会開催（以降H18.5月まで10回開催）
	12. 22	工事計画認可（3号機）、工事着工
平成18年 (2006)	2. 2	安全協定及び安全協定運営要綱の調印（H13.10.16締結の安全協定は廃止）
	5. 8	懇談会会長から知事に報告書を提出
	6. 16	中国電力のウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の使用について、基本的に了解するという「県の考え方」を県議会で表明
	7. 4	県議会は、知事の判断を適切・妥当とする総務委員長報告を了承



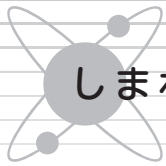
年	月 日	事 柄
	10. 18	既設発電用原子炉施設の耐震安全性評価実施計画書提出について連絡
	10. 23	2号機における「ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の使用について」は、基本的に了解する旨を回答
		中国電力が、原子炉設置変更許可申請（2号機ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の使用）
	10. 25	県から国（経済産業省、原子力安全委員会、原子力委員会）へ要望書を提出
	10. 31	中国電力が、俣野川発電所土用ダム測定値の改ざん問題を公表
	11. 30	原子力安全・保安院が、全電力会社に対し、発電設備に対する点検を指示
平成19年 (2007)	3. 30	中国電力が、発電設備に関する点検結果を県などに報告
	4. 17	不適切事案に関する立入調査を実施（以降H20.6月まで5回実施）
	5. 7	原子力安全・保安院が、保安規定の変更命令をだす
	5. 21	中国電力が、再発防止対策の具体的な行動計画を定めて県などに報告
	6. 5	原子力安全・保安院が、特別な保安検査を実施（以降12月まで3回実施）
	7. 16	新潟県中越沖地震発生 柏崎刈羽原子力発電所での火災及び放射能漏れを受け、消防活動の体制及び放射能漏れ等時の報告体制について、報告するよう原子力安全・保安院長から電力各社に対し指示
	7. 19	知事から経済産業省へ「原子力発電所の耐震安全性の確保について」要望書を提出
	7. 20	中国電力が、「火災及び放射能漏れが発生した場合の島根原子力発電所における連絡体制等の状況」について県などに報告 経済産業大臣が各電力会社に対し、平成19年新潟県中越沖地震を踏まえ、自衛消防体制の強化、迅速かつ厳格な事故報告体制の構築、耐震安全性の確認を指示
	7. 24	原子力発電関係団体協議会から国へ新潟県中越沖地震に関する特別要望を実施
	7. 26	中国電力が、自衛消防体制の強化ならびに事故報告体制の改善計画を県などに報告
	7. 31	中国電力が、保安規定の変更認可申請（5.7の変更命令に基づくもの）
	8. 20	中国電力が、耐震安全性評価実施計画書の見直しを県などに報告
	8. 31	保安規定変更認可（7.31申請分）
	9. 13	中国電力が、新潟県中越沖地震を踏まえた対応計画の8月末の実施状況について、県などに報告（以降、毎月定期報告）
	9. 20	中国電力が、柏崎刈羽原子力発電所で観測されたデータをもとに行う島根原子力発電所への概略影響検討結果を県などに報告
	9. 26	中国電力が、1号機における高経年化に関する長期保全計画の実施状況を報告
	10. 3	中国電力が、島根原子力発電所周辺海域での音波探査を開始（～10.28）
	11. 2	国民保護共同訓練を実施
	11. 22	中国電力が、島根原子力発電所防護区域内消防訓練を実施

年	月 日	事 柄
平成20年 (2008)	2. 1	中国電力が、島根原子力本部を設置
	3. 28	島根原子力発電所耐震安全性評価結果（中間報告）の報告
	4. 9	新潟県中越沖地震を踏まえた対応について報告（自衛消防体制の強化、迅速かつ厳格な事故報告体制の構築）
	7. 25	1号機における高経年化に関する長期保全計画の実施状況を報告
	9. 4	原子力安全・保安院が、原子力事業者等に対し、中越沖地震を踏まえた原子力発電所等の耐震安全性評価に反映すべき事項について通知
	9. 18	島根県原子力安全顧問の設置
	10. 28	原子炉設置変更許可（2号機ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の使用）
	10. 29	島根県原子力安全顧問の委嘱（耐震安全性関係の専門家3名を新たに委嘱）
	11. 25	安対協規定の改正（島根県原子力安全顧問創設による）
	12. 26	原子力安全・保安院が、島根原子力発電所耐震安全性評価結果中間報告書の評価を中国電力に通知
平成21年 (2009)	1. 17	経済産業省が、県に対し「2号機ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の使用についての安全審査結果」および「1,2号機耐震安全性に係る中間報告の評価」を説明
	3. 24	2号機ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料の使用の事前了解願いに対する回答
	6. 12	中国電力が、2号機におけるプルサーマル計画の見直し（「2010年度までの実施」を「2015年度までの可能な限りの早期実施」に変更）
	7. 23	中国電力が、中越沖地震を踏まえて行う地震動評価における応力降下量の取扱いについて、より保守的な評価手法を採用したことによる評価結果を報告（4.24原子力安全・保安院指示に対する報告）
	9. 8	中国電力が、宍道断層に関する追加地質調査実施計画を公表（調査地点：鹿島町佐陀本郷廻谷、美保関町森山）
	9. 16	中国電力が、2号機プルサーマルに関するMOX燃料の加工契約締結
	9. 25	中国電力が、島根原子力発電所3号機耐震安全性評価結果（中間報告）を報告
	12. 22	中国電力が、宍道断層に関する追加地質調査の結果を公表
	平成22年 (2010)	3. 18
3. 30		中国電力が、1号機及び2号機の保守管理の不備等に係る事案を公表
4. 16		1号機及び2号機の保守管理の不備等に係る事案の立入調査を実施（以降H23.2月まで6回実施）
4. 30		中国電力が、3号機のアクシデントマネジメント検討報告書及び確率論的安全評価報告書を原子力安全・保安院に提出
6. 3		中国電力が、1号機及び2号機の保守管理の不備等に係る事案の最終報告書を原子力安全・保安院へ提出
6. 15		経済産業大臣が、中国電力へ保安規定の変更命令をだす
		原子力安全・保安院による特別な保安検査の実施（H25.7まで13回実施）



年	月 日	事 柄
	8. 5	中国電力が、保安規定の変更認可申請（6. 15の変更命令に基づくもの）
	9. 6	保安規定変更認可（8. 5申請分）
	12. 18	島根原子力発電所の安全対策等に関する意見交換会開催
	12. 28	2号機営業運転再開
平成23年 (2011)	1. 21	中国電力が、3号機耐震安全性評価結果（最終報告）を原子力安全・保安院に報告
	2. 15	3号機建設工程変更
	3. 5	第2回島根原子力発電所の安全対策等に関する意見交換会開催
	3. 11	東北地方太平洋沖地震の発生 東京電力福島第一原子力発電所事故
	3. 17	島根原子力発電所の津波対策を確認
	3. 25	島根原子力発電所周辺市町防災担当部長会議（松江市、出雲市、安来市、雲南市、東出雲町、斐川町、鳥取県、米子市、境港市）を開催
	4. 7	島根原子力発電所の津波対策訓練（個別訓練）の実施状況を確認
	4. 11	3号機建設工事計画の提出延期の連絡
	4. 13	島根原子力発電所の津波対策の実施状況を確認（緊急用発電機車の設置予定地等）
	4. 14	東京電力福島第一原子力発電所の事故について県から経済産業省へ要望事項を伝達
	4. 17	知事が、島根原子力発電所の津波対策の実施状況を視察
	4. 21	島根原子力発電所の津波対策訓練（総合訓練）の実施状況を視察
	4. 22	中国電力が、島根原子力発電所の緊急安全対策の実施状況を報告
	5. 16	中国電力が、島根原子力発電所の外部電源の信頼性確保に係る実施状況を報告
	5. 24	原子力防災連絡会議を設置 第1回原子力防災連絡会議（松江市、出雲市、安来市、雲南市、東出雲町、斐川町、鳥取県、米子市、境港市）を開催（以降定期的に開催）
	5. 31	中国電力が、平成23年東北地方太平洋沖地震を踏まえた新耐震指針に照らした既設発電用原子炉施設等の耐震安全性の評価結果の報告に係る原子力安全・保安院における検討に際しての意見の追加への対応の報告
	6. 10	島根原子力発電所の津波対策を確認（書類確認および現地確認）
	7. 7	中国電力が、原子力発電所の外部電源の信頼性確保に係る開閉所等の地震対策（指示）に対する報告
	8. 1	組織改正により、原子力安全対策課を新設
	8. 9	福島県視察調査（～8. 11）
	8. 12	島根原子力発電所の津波対策を確認（ガスタービン発電機の設置状況等）
	9. 14	原子力防災連絡会議にて、防災対策に係る中間報告を公表
	9. 21	島根原子力発電所の津波対策訓練を視察（以降12. 26まで4回実施）
	10. 26	知事が、中国知事会で広域避難の受入を要請
	11. 14	中国電力が、耐震安全性評価報告書の再点検結果を報告

年	月日	事柄
	11. 15	島根原子力発電所の津波対策を確認（ガスタービン発電機の起動試験）
平成24年 (2012)	1. 5	中国電力が、3号機工事計画認可申請書に係る軽微変更届出書の提出
	1. 26	島根原子力発電所の津波対策を確認（水素検出器の設置、予備資機材の保管状況等）
	2. 7	広域避難に係る避難先地域割当案の公表
	2. 16	2県6市（島根県、松江市、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市、境港市）による原子力防災訓練を実施
	2. 17	中国電力が、原子力発電所の外部電源の信頼性確保に係る実施状況を報告 中国電力が、原子力発電施設等の外部電源の信頼性確保に係る開閉所等の地震対策について（追加指示）に対する報告
	4. 1	原子力安全対策課に避難対策室、原子力防災対策グループ及び原子力安全対策グループを設置 原子力環境センターが原子力安全対策課に移管
	6. 18	発電所周辺30km圏内のモニタリングポスト配備計画を公表
	6. 19	中国電力が、島根原子力発電所の耐震安全性評価における活断層の連動を踏まえた地震動評価等を公表
	7. 6	中国電力が、2号機定期安全レビュー（第2回）報告書を提出
	7. 12	福井県の原子力安全に関連する状況調査（～7.13）
	8. 3	中国電力が、2号機の安全性に関する総合評価（一次評価）に係る報告書の提出
	9. 19	原子力規制委員会発足
	9. 21	中国電力が、事故時等における記録及びその保存の徹底（指示）に係る報告書を提出
	9. 28	全交流電源喪失対応訓練を視察
	10. 1	新たに3名の島根県原子力安全顧問を委嘱（16名体制に）
	10. 4	社会福祉施設における避難計画作成ガイドラインを策定
	10. 29	知事が、出雲市長、安来市長、雲南市長との意見交換を実施
	10. 31	原子力規制委員会が、「原子力災害対策指針」を決定
	11. 1	知事が、鳥取県知事、米子市長、境港市長との意見交換を実施
	11. 13	病院における避難計画作成ガイドラインの策定
11. 21	島根県広域避難計画を策定	
平成25年 (2013)	2. 7	原子力規制委員会が、「発電用軽水型原子炉施設に係る新安全基準骨子案」に対する意見を募集（～2.28）
	2. 21	県防災計画（原子力災害対策編）の第15次修正（PAZ、UPZの設定等）
	2. 27	原子力規制委員会が「原子力災害対策指針」を改正（EAL、OILの設定等）
	3. 29	保育所等の原子力災害時対応マニュアル作成の手引きを策定
	4. 1	原子力安全対策課が、総務部から新設された防災部へ移管
	4. 11	原子力規制委員会設置法の一部施行に伴う関係規則の整備等に関する規則案に対するパブリックコメント（～5.10）



年	月 日	事 柄
	6. 19	4. 11のパブコメを受け、新規制基準決定
	7. 8	新規制基準施行
	9. 3	内閣府が、地域防災計画等の充実支援のためのワーキングチームを設置
	10. 29	出雲市、安来市、雲南市と「安全協定」に係る覚書を締結
	11. 7	鳥取県、米子市、境港市と「安全協定」に係る覚書を締結
	11. 21	中国電力が、安全協定に基づく事前了解願いを提出（2号機新規制基準適合性申請）
	12. 9	県議会総務委員会で、2号機の前了解願いに対する県の考え方を説明
	12. 13	2号機に係る事前了解願いについて、県の取扱方針を定め、出雲市、安来市、雲南市、鳥取県、米子市、境港市（以下「1県5市」という）に対し意見照会
	12. 24	2号機の前了解願いに対する回答（申請のみ了解）
	12. 25	中国電力が、原子炉設置変更許可申請（2号機新規制基準適合性申請）
	12. 26	知事が、新規制基準適合性申請に関し、原子力規制委員会及び原子力規制庁に要請
平成26年 (2014)	3. 19	県防災計画（原子力災害対策編）の第16次修正（EAL、OILの設定等）
	4. 1	原子力安全対策グループを原子力安全対策第一グループと原子力安全対策第二グループへ改編
	5. 28	学校危機管理の手引き（原子力災害対応編）を策定
	5. 28	広島県、岡山県と原子力災害時における広域避難に関する協定を締結
	5. 30	避難時間推計を公表
	8. 28	緊急時モニタリング計画を策定
平成27年 (2015)	3. 20	内閣府が、島根地域原子力防災協議会を設置
	3. 31	安定ヨウ素剤配布計画を策定
	4. 30	1号機営業運転終了
	6. 27	安定ヨウ素剤をPAZ内の住民に事前配布
	12. 18	安全協定及び安全協定の運営要綱の一部改正に係る覚書締結（廃止措置計画の申請前に事前了解を得ること等）
平成28年 (2016)	3. 16	島根県防災会議で、県防災計画（原子力災害対策編）の第17次修正（医療体制の見直し等） 災害時医療救護実施要綱（原子力災害対策編）を策定
	3. 30	避難方法等の実態把握調査結果を公表
	3. 31	緊急時モニタリング計画を改訂（原子力災害対策指針改正等に伴う修正）
	4. 28	中国電力が、安全協定に基づく事前了解願いを提出（1号機廃止措置計画） 中国電力が、安全協定に基づく事前了解願いを提出（2号機特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目））
	6. 6	原子力災害医療拠点病院を指定（2病院）

年	月日	事柄
	6. 17	1号機及び2号機に係る事前了解願いについて、県の取扱方針を定め、1県5市に対し意見照会
	7. 1	1号機及び2号機の事前了解願いに対する回答（申請のみ了解）
	7. 4	中国電力が、原子炉設置変更許可申請（2号機特定重大事故等対処施設等）、1号機廃止措置計画認可申請
	7. 15	知事が、1号機廃止措置計画、2号機特定重大事故等対処施設等の申請に関し、原子力規制委員会、経済産業省、内閣府に要請
	8. 16	中国電力が、原子炉設置変更許可申請（1号機、2号機及び3号機使用済燃料の処分方法変更）
	9. 24	安定ヨウ素剤を松江市のUPZ内の住民に事前配布
	10. 14	原子力災害医療協力機関を指定（19機関）
	11. 2	原子炉設置変更許可（1号機、2号機及び3号機使用済燃料の処分方法変更）
平成29年 (2017)	3. 27	避難退域時検査及び簡易除染実施計画を策定
	4. 1	原子力総務グループの設置、避難対策室及び原子力防災対策グループを原子力防災対策室へ改編
	4. 17	原子力災害時のバスによる緊急輸送に関する協定締結
	4. 19	1号機廃止措置計画認可
	7. 7	1号機廃止措置計画に係る事前了解願いについて、県議会、安対協、顧問会議などの意見を踏まえ県の方針を表明し、1県5市に対し意見照会
	7. 11	1号機廃止措置計画の事前了解願いに対する回答
	7. 14	知事が、1号機廃止措置に関し、原子力規制委員会、経済産業省、内閣府に対し要請
	7. 24	原子力災害時の福祉タクシーによる緊急輸送に関する協定締結
	7. 28	中国電力が、1号機の廃止措置作業に着手
	10. 10	県防災計画（原子力災害対策編）の第18次修正（屋内退避方法の見直し等） 原子力災害業務継続計画の策定
	12. 28	資機材整備・管理計画を策定
平成30年 (2018)	2. 7	中国電力が、保安規定変更認可申請（2号機高経年化対策）
	3. 27	広域避難に関する避難者受入れに係るガイドラインを策定
	5. 22	中国電力が、安全協定に基づく事前了解願いを提出（3号機新規規制基準適合性申請）
	8. 7	3号機に係る事前了解願いについて、県の取扱方針を発表（知事記者会見）し、1県5市に対し意見照会
	8. 9	3号機の事前了解願いに対する回答（申請のみ了解）
	8. 10	中国電力が、原子炉設置変更許可申請（3号機新規規制基準適合性申請）
	8. 22	知事が、3号機の新規制基準適合性申請に関し、原子力規制委員会、経済産業省、内閣府に要請
	10. 30	島根県原子力防災訓練で初めて、県外避難訓練を実施
	12. 3	中国電力が、1号機管理区域外設備の解体開始（窒素ガス制御系）

発 行 平成31年3月

発 行 者 島根県 防災部 原子力安全対策課

編集協力 原子力規制委員会 原子力規制庁 島根原子力規制事務所
中国電力(株)

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

TEL 0852-22-5278 FAX 0852-22-5930

[ホームページ] <http://www.pref.shimane.lg.jp>

[電子メール] gen-an@pref.shimane.lg.jp